

令和3年度 第3回大阪府市町村国民健康保険主管課長会議 次第

令和4年1月7日(金) 14:00～16:00  
日赤会館 301会議室

- (1) 確定係数に基づく市町村標準保険料率の算定結果について
- (2) 保険者努力支援制度（予防・健康づくり支援）令和4年度の方針について
- (3) その他

質疑応答

**【送付資料】**

次第

出席者名簿

配席図

資料

・資料1～10、参考1～10

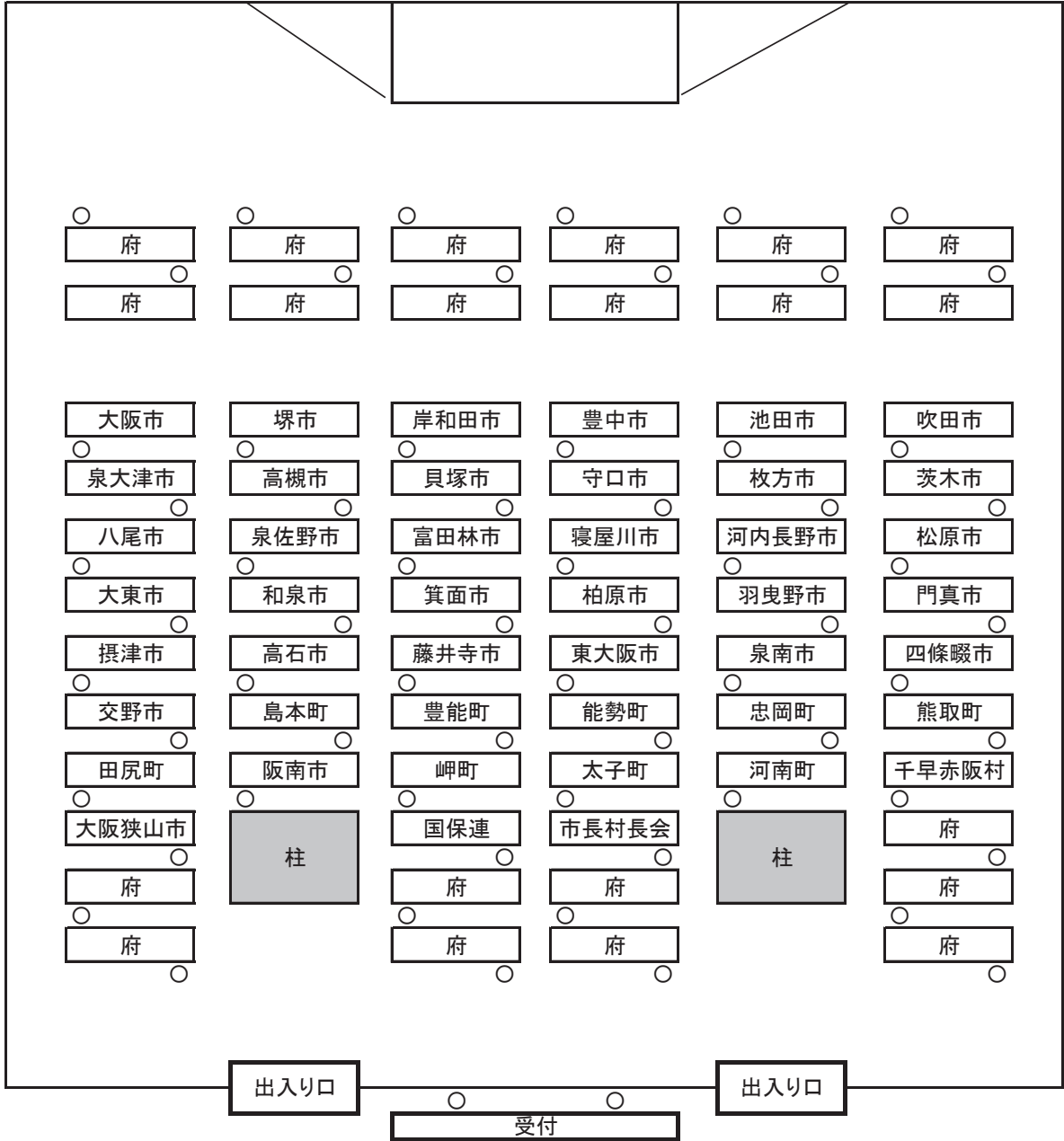
## 令和3年度 第3回市町村国民健康保険主管課長会議 出席者名簿

No.	市町村名	所属	職名	氏名	備考
1	大阪市	福祉局 生活福祉部 保険年金課	国保広域化担当課長代理	藤井 航一郎	
2	堺市	国民健康保険課	課長	定光 紀尚	
3	岸和田市	保健部 健康保険課	課長	片山 浩一	
4	豊中市	健康医療部 保険給付課	課長	上野 晴彦	
5	池田市	福祉部 国保・年金課	課長	中尾 さやか	
6	吹田市	健康医療部 国民健康保険課	課長	荒井 幸彦	
7	泉大津市	保険福祉部 保険年金課	部参事兼課長	柏 宏典	
8	高槻市	国民健康保険課	課長	内藤 亮一	
9	貝塚市	福祉部 国保年金課	課長	橋口 真一郎	
10	守口市	市民生活部 保険課	課長	米田 幸司	
11	枚方市	国民健康保険室	課長代理	麻生 恭正	
12	茨木市	健康医療部 保険年金課	課長	奥野 耕史	
13	八尾市	健康福祉部 健康保険課	課長補佐	山本 真一	
14	泉佐野市	健康福祉部 国保年金課	課長	貝塚 敏明	
15	富田林市	保険年金課	課長	糸田 尚宏	
16	寝屋川市	市民サービス部 国民健康保険担当	課長	行武 修	
17	河内長野市	保険医療課	課長	鷺田 健介	
18	松原市	健康部 保険年金課	課長補佐	高萩 匡二	
19	大東市	保健医療部 保険年金課	上席主査	米坂 知洋	
20	和泉市	保険年金室 国民健康保険担当	課長	西角 雅士	
21	箕面市	市民部 国民健康保険室	室長	六島 拓也	
22	柏原市	健康部 保険年金課	次長兼課長	杉本 利夫	
23	羽曳野市	保健福祉部 保険健康室 保険年金課	課長	舟本 美果	
24	門真市	健康保険課	課長補佐	竹田 晶則	
25	摂津市	国保年金課	課長	森崎 孝弘	
26	高石市	健幸づくり課	課長代理	乾 直史	
27	藤井寺市	健康福祉部 保険年金課	課長	福田 博章	
28	東大阪市	医療保険室 保険管理課	課長	高井 成博	
29	泉南市	福祉保険部 保険年金課	次長兼課長	加渡 賢二	
30	四條畷市	保険年金課	上席主幹	田中 健吾	
31	交野市	医療保険課	課長	寺島 祐理子	
32	島本町	健康福祉部 保険課	課長	浴 利行	
33	豊能町	保健福祉部 保険課	課長	岡本 めぐみ	
34	能勢町	総務部 住民課	課長	清水 鉄也	
35	忠岡町	健康福祉部 保険課	課長	泉 亜希	
36	熊取町	健康福祉部 保険年金課	課長	阪上 正順	
37	田尻町	住民課	課長	伊賀 竜太	
38	阪南市	健康福祉部 保険年金課	課長	高野 善則	
39	岬町	しあわせ創造部	理事	松本 啓子	
40	太子町	保険医療課	課長	松岡 健一	
41	河南町	住民部 保険年金課	課長補佐	桶本 和正	
42	千早赤阪村	住民課	課長	池西 昌夫	
43	大阪狭山市	健康福祉部 保険年金グループ	次長兼課長	福井 芳幸	
44	国保連	-	事務局次長（兼） 介護保険室長	清水 律雅	
45	市長会・町村長会	大阪府市長会・大阪府町村長会	主事	立石 友美	

# 令和3年度 第3回市町村国民健康保険主管課長会議

日時: 令和4年1月7日(金) 14:00~16:00(13:30受付開始)

場所: 日赤会館 301会議室



## 令和4年度国保「市町村標準保険料率」の本算定結果について(概要)

令和4年1月  
健康医療部健康推進室国民健康保険課

## 【算定結果概要（令和3年12月 確定係数）】

市町村標準保険料率（大阪府統一保険料率）

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	8.71%	31,854円	32,105円	63万円
後期分	2.66%	9,426円	9,500円	19万円
介護分	2.48%	18,306円	0円	17万円

(参考：令和3年度)

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	8.62%	30,640円	31,870円	63万円
後期分	2.73%	9,478円	9,858円	19万円
介護分	2.47%	18,213円	0円	17万円

## 【算定の前提】

- 国から示された確定係数に基づき、算出した令和4年度保険料率である。

## 【主な算定条件（概要）】

- 府内全体に必要な事業費納付金総額を算定し、市町村ごとの所得水準、被保険者数、世帯数に応じて按分
- 統一保険料率となるよう、市町村ごとの医療費水準は反映しない
- 保険料算定式
  - 医療分・後期分：3方式 ⇒ 所得割、応益割（均等割6：平等割4）
  - 介護分：2方式 ⇒ 所得割、応益割（均等割）
- 平成30年度からの追加公費のうち、普通調整交付金、特別調整交付金（子ども被保険者数及び経営努力分）、保険者努力支援制度（都道府県分）等を算入  
(※保険者努力支援制度（市町村分）等は算入しない)

## 【主な変動要因（概要）】

- 算定上の推計被保険者数 約178.8万人
  - ※ 令和4年度における70歳以上被保険者数の減少（団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行）を踏まえて推計
- 算定上の1人あたり費用の増減要因
  - (増要因)
    - 前期高齢者交付金の減（約9,200円）、保険給付費の増（約8,100円）
    - 介護納付金の増（約1,400円）
  - (減要因)
    - 療養給付費等負担金の増（約5,100円）、普通調整交付金の増（約3,100円）
    - 過年度調整（令和2年度剰余金）の活用（約2,000円）

## 【保険料抑制のための工夫】

- 過年度調整（令和2年度剰余金）の活用（約35億円）
- 都道府県の保険者努力支援制度交付額を活用（約25億円）
- 予防・健康づくり支援交付金（事業費連動分）獲得による調整財源活用（約12.4億円）
- 都道府県繰入金（経過措置振替分）の活用（5億円）

## 【参考】 &lt;都道府県標準保険料率&gt;

医療分		支援金分		介護分	
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
8.80%	53,091円	2.69%	15,710円	2.51%	18,306円

※都道府県標準保険料率とは、全国統一の保険料算定ルールにより、都道府県比較を行うもの（2方式（所得割、均等割）で算出）。

## 市町村別1人あたり保険料(統一保険料率)比較

市町村名		1人あたり保険料額の比較						
		令和4年度 保険料収納必要額 【本算定】 ※ A	対前年度比			対前々年度比		
			令和3年度 保険料収納必要額 B	令和4年度 保険料収納必要額 と 令和3年度算定 との差額 A-B	R3→R4(本算定) 伸び率(%) (A-B)/B	令和2年度 保険料収納必要額 C	令和4年度 保険料収納必要額 と 令和2年度算定 との差額 A-C	R2→R4(本算定) 伸び率(%) (A-C)/C
府内全体・平均		147,786	142,845	4,941	3.46%	148,247	▲ 461	▲ 0.31%
1	大阪市	143,922	139,310	4,612	3.31%	143,745	177	0.12%
2	堺市	145,585	139,393	6,192	4.44%	145,933	▲ 348	▲ 0.24%
3	岸和田市	144,460	140,858	3,602	2.56%	145,751	▲ 1,291	▲ 0.89%
4	豊中市	158,889	153,739	5,150	3.35%	160,261	▲ 1,373	▲ 0.86%
5	池田市	159,810	154,399	5,411	3.50%	160,292	▲ 482	▲ 0.30%
6	吹田市	160,633	156,363	4,270	2.73%	161,272	▲ 639	▲ 0.40%
7	泉大津市	144,178	139,665	4,513	3.23%	144,558	▲ 380	▲ 0.26%
8	高槻市	156,386	150,587	5,799	3.85%	156,480	▲ 94	▲ 0.06%
9	貝塚市	143,763	138,614	5,148	3.71%	144,780	▲ 1,017	▲ 0.70%
10	守口市	143,771	139,778	3,993	2.86%	144,787	▲ 1,016	▲ 0.70%
11	枚方市	149,420	144,651	4,769	3.30%	150,215	▲ 796	▲ 0.53%
12	茨木市	159,318	154,306	5,012	3.25%	160,938	▲ 1,619	▲ 1.01%
13	八尾市	146,679	142,248	4,431	3.11%	150,621	▲ 3,941	▲ 2.62%
14	泉佐野市	145,560	140,947	4,613	3.27%	146,403	▲ 842	▲ 0.58%
15	富田林市	148,613	142,879	5,734	4.01%	149,216	▲ 603	▲ 0.40%
16	寝屋川市	141,620	135,744	5,876	4.33%	141,052	567	0.40%
17	河内長野市	151,605	146,141	5,464	3.74%	152,711	▲ 1,107	▲ 0.72%
18	松原市	140,726	136,312	4,413	3.24%	141,701	▲ 975	▲ 0.69%
19	大東市	144,091	137,370	6,721	4.89%	141,039	3,052	2.16%
20	和泉市	150,356	145,775	4,581	3.14%	151,306	▲ 950	▲ 0.63%
21	箕面市	164,933	160,169	4,765	2.97%	166,967	▲ 2,034	▲ 1.22%
22	柏原市	149,063	143,643	5,421	3.77%	149,390	▲ 327	▲ 0.22%
23	羽曳野市	148,146	142,152	5,994	4.22%	146,838	1,309	0.89%
24	門真市	143,567	139,209	4,358	3.13%	144,875	▲ 1,308	▲ 0.90%
25	摂津市	155,456	150,996	4,460	2.95%	157,218	▲ 1,762	▲ 1.12%
26	高石市	147,207	142,676	4,531	3.18%	147,952	▲ 745	▲ 0.50%
27	藤井寺市	143,928	138,026	5,902	4.28%	143,095	834	0.58%
28	東大阪市	146,624	141,908	4,716	3.32%	146,957	▲ 333	▲ 0.23%
29	泉南市	124,804	120,938	3,866	3.20%	126,582	▲ 1,778	▲ 1.40%
30	四條畷市	148,742	143,224	5,518	3.85%	148,828	▲ 86	▲ 0.06%
31	交野市	159,854	154,301	5,553	3.60%	160,332	▲ 478	▲ 0.30%
32	島本町	160,338	155,012	5,326	3.44%	161,982	▲ 1,644	▲ 1.02%
33	豊能町	164,947	160,264	4,682	2.92%	170,177	▲ 5,230	▲ 3.07%
34	能勢町	150,316	144,633	5,683	3.93%	147,430	2,886	1.96%
35	忠岡町	142,938	138,682	4,257	3.07%	142,988	▲ 50	▲ 0.03%
36	熊取町	152,776	149,002	3,774	2.53%	152,826	▲ 50	▲ 0.03%
37	田尻町	142,577	137,963	4,613	3.34%	141,190	1,386	0.98%
38	阪南市	142,715	136,657	6,058	4.43%	141,704	1,011	0.71%
39	岬町	149,414	144,759	4,655	3.22%	151,170	▲ 1,756	▲ 1.16%
40	太子町	160,833	153,869	6,965	4.53%	159,762	1,071	0.67%
41	河南町	153,090	150,258	2,832	1.88%	156,574	▲ 3,484	▲ 2.23%
42	千早赤阪村	160,614	156,307	4,307	2.76%	160,752	▲ 139	▲ 0.09%
43	大阪狭山市	158,376	152,847	5,529	3.62%	158,617	▲ 240	▲ 0.15%

## 令和4年度の事業費納付金の本算定結果（概要）

### 【主な変動要因】

#### ≪1人あたり保険料収納必要額の主な増要素≫

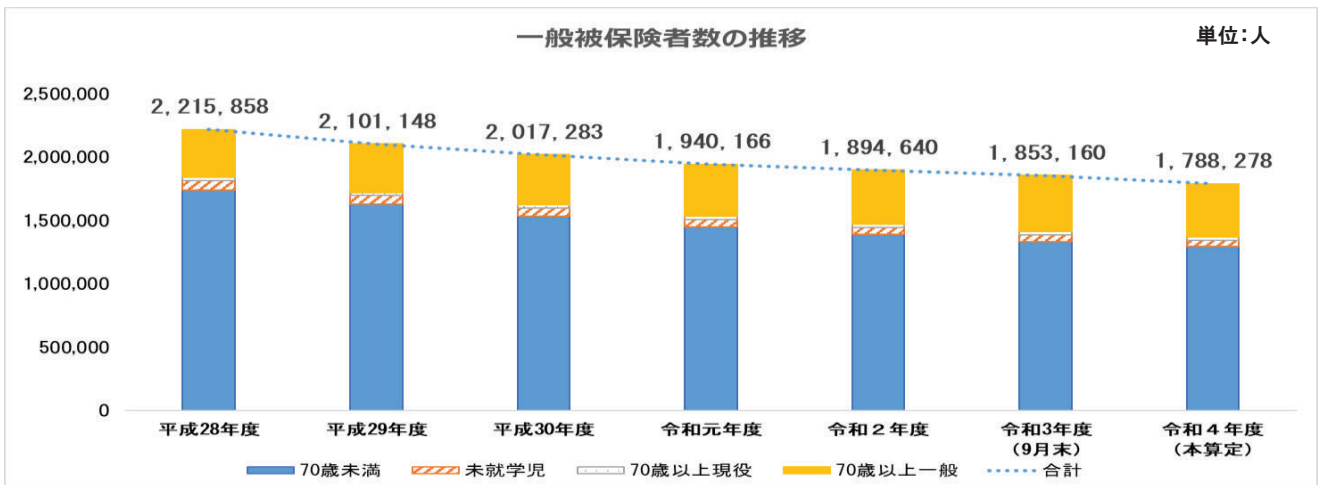
- 前期高齢者交付金の減 【1人あたり約9,200円】
- ・保険給付費の増 【1人あたり約8,100円】
- ・介護納付金の増 【1人あたり約1,400円】

#### ≪1人あたり保険料収納必要額の主な減要素≫

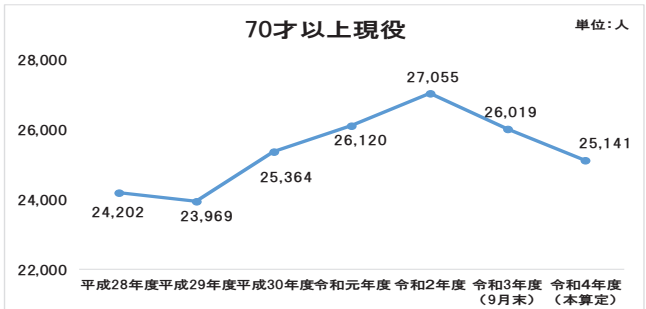
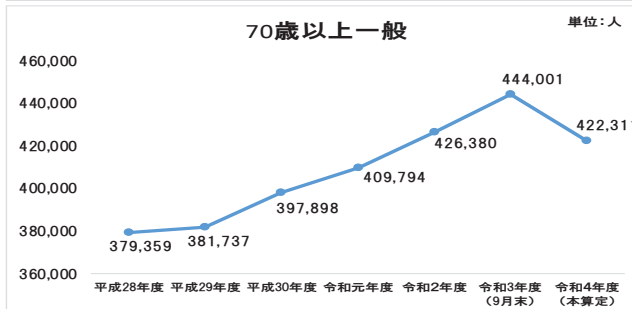
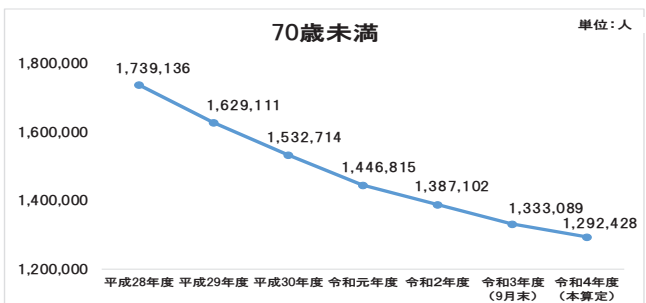
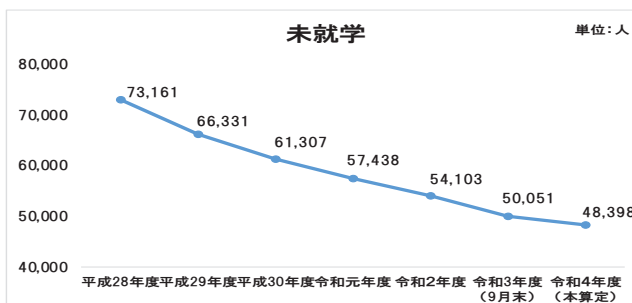
- ・療養給付費等負担金の増 【1人あたり約5,100円】
- ・普通調整交付金の増 【1人あたり約3,100円】
- ・過年度調整（令和2年度剰余金）の活用 【1人あたり約2,000円】

### ≪被保険者数≫

○ 少子高齢化の影響により、これまで被保険者数全体としては減少傾向にある中で、70歳以上の被保険者数は増加傾向を示していたが、令和4年には団塊の世代である1947年生まれが、後期高齢者医療制度に移行することから、70歳以上を含む全区分において、被保険者数は減少する。



■ 被保険者数の比較 令和4年度推計 178.8万人 令和3年度（9月末）時点から▲約6.5万人減、うち、70歳以上は▲2.3万人減



## 《保険給付費》

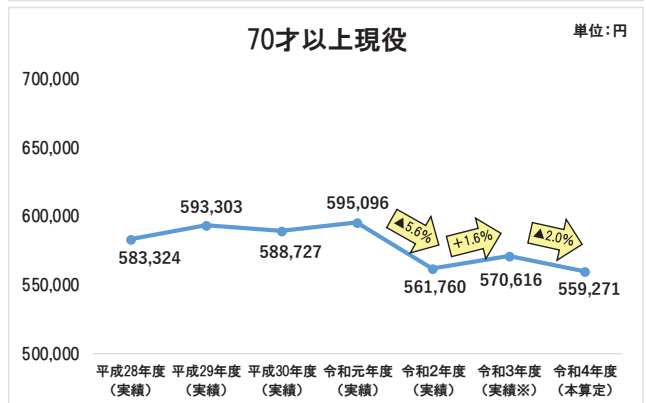
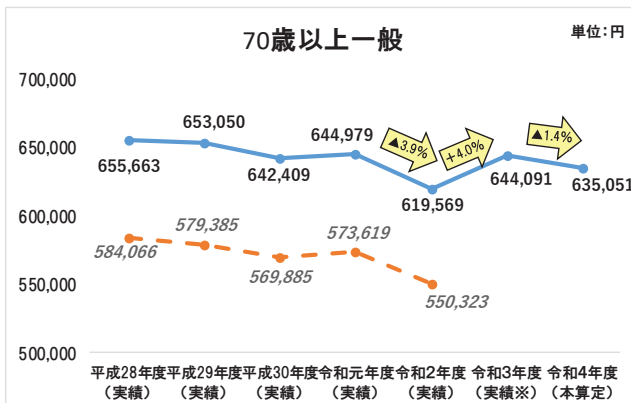
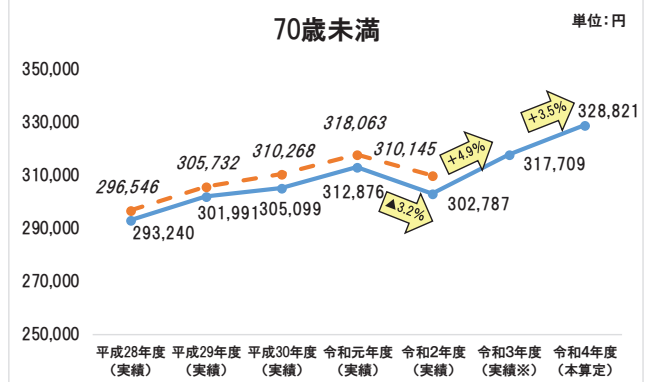
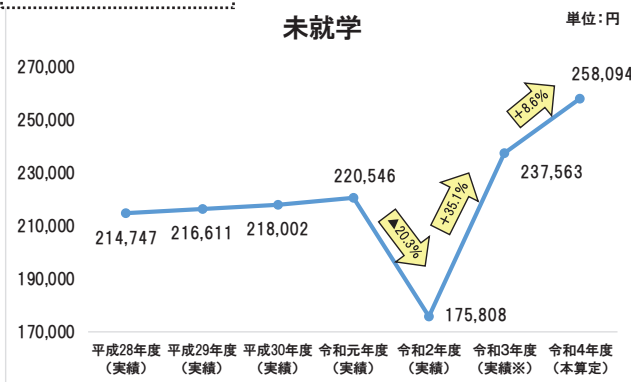
### 【診療費】

○ 令和3年度はコロナ禍の診療控えから回復し、1人あたり診療費が全般的に伸びている状況であるが、未就学を含む70歳未満については特に大きく伸びており、コロナ禍前の令和元年度を越える伸びとなっている一方で、70歳以上については、そこまでの大きな伸びとはなっていない。

そのため、この傾向を反映した令和4年度推計においては、被保険者全体の約7割を占める70歳未満の診療費総額は、被保険者数の減少が鈍化傾向にある中で、1人あたり診療費の伸びが反映された結果、前年度比約0.5%の増となっている。

一方、1人あたり診療費が約2倍となる70歳以上の被保険者については、これまで、被保険者数の増加により診療費総額も増加傾向が続いており、全体の1人あたり診療費の主な増加要因となっていたが、令和4年より団塊世代が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、70歳以上の被保険者数が減少に転じることから、令和4年度は70歳以上の診療費総額は前年度比約6.2%の減少となっている。

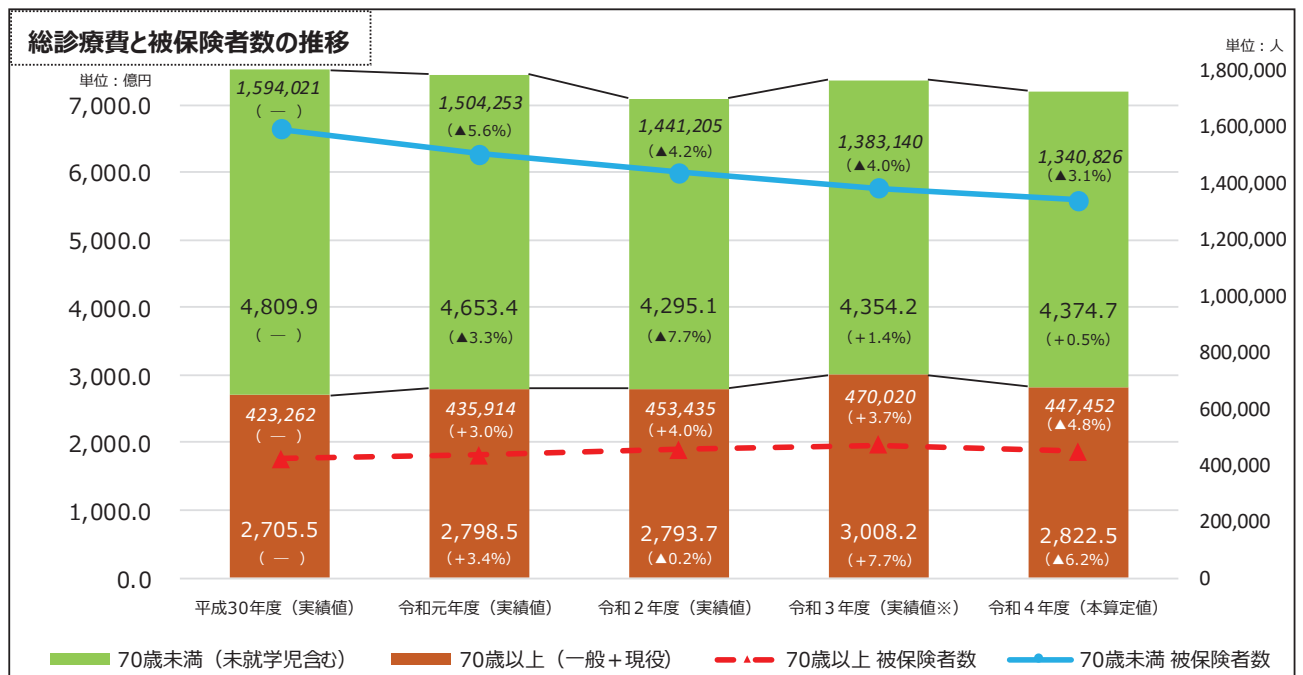
### 1人あたり診療費



(実線：府の1人あたり診療費推移 破線：全国の1人あたり診療費推移)

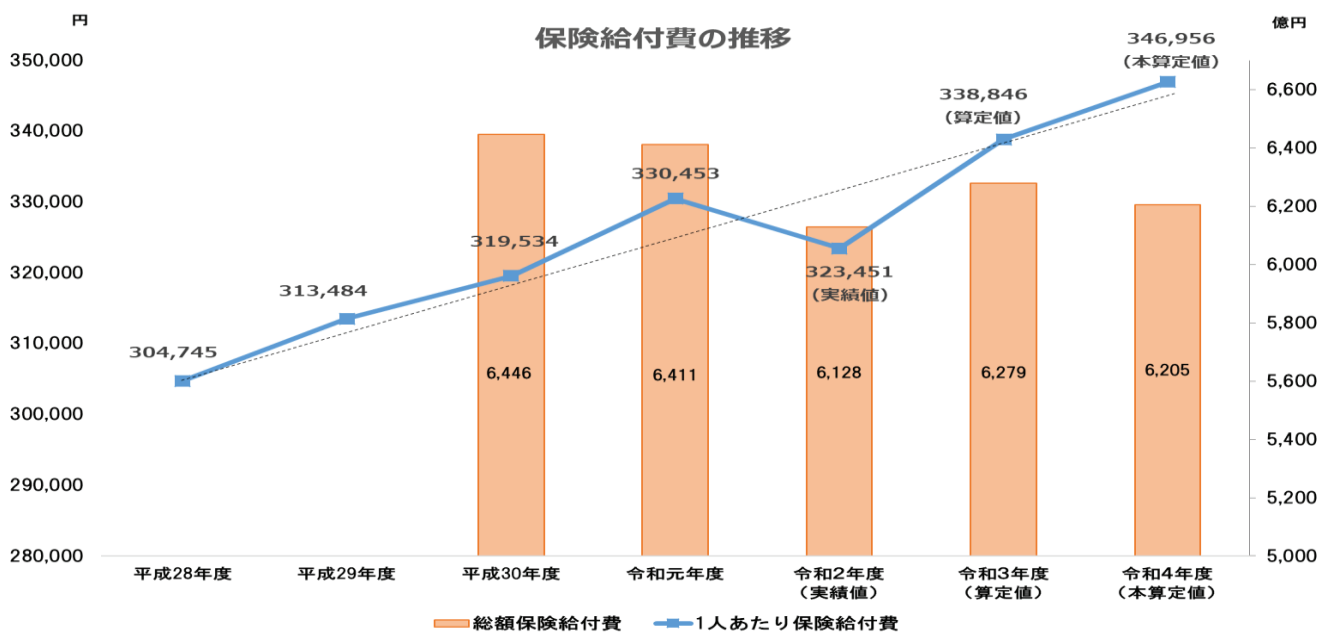
※令和3年度実績：

令和3年6月(診療月：3月)～11月(診療月：8月)月報C表の総額診療費の実績をベースに令和元年3月～8月実績から令和元年9月～令和2年2月実績の伸び率を用いて推計したもの



### 【国の推計方法ツールを活用】

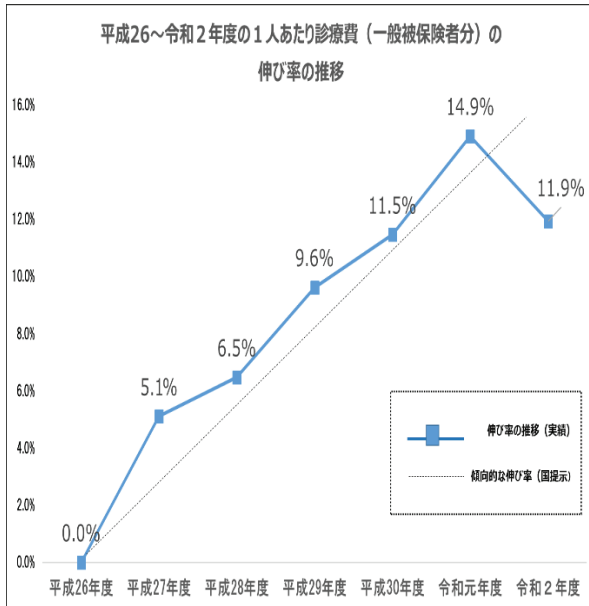
○ 過去2年間（推計値を含む）の伸び率により推計する方法により算定（国の推計ツールを活用）。被保険者数の減少、とりわけ70歳以上の被保険者数の減少の影響により総額保険給付費は前年度算定値より減少している。一方、1人あたり保険給付費は、コロナ禍の診療控えの影響を受けた令和2年度以外は上昇傾向にあるが、令和4年度の推計値では、特に70歳未満の診療費の大きな伸びを反映し、前年度算定値より約2.4%増の346,956円となっている。



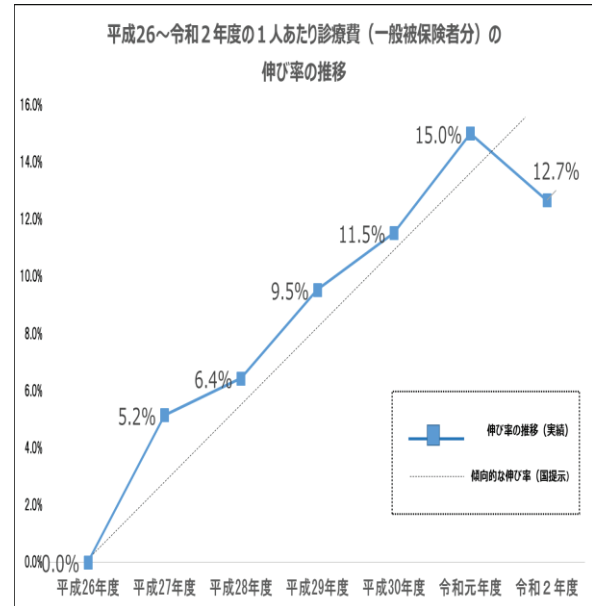
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1人あたり保険給付費	330,453円	323,451円	338,846円	346,956円
対前年度増減額	+10,919円	▲7,002円	+15,395円	+8,110円
対前年度増減率	+約3.4%	▲約2.1%	+約4.8%	+約2.4%



- なお、大阪府における平成26年度から令和2年度までの1人あたり診療費の伸び率の傾向は、国が示す全国的な伸び率と同じ傾向を示しており、今回の算定結果については、過大、過少なものではないと考えている。



（大阪府）



（国 仮係数通知【参考資料】より）

#### 《後期高齢者支援金及び介護納付金》

- 後期高齢者支援金は高齢化の進展、団塊世代の移行等により1人あたりで約800円増えている。また、介護納付金においても全国的に介護給付費が増加傾向にあることから、1人あたりで約1,400円増えている。

#### 《今後の対応方針》

##### 【国への要望】

- 今後とも、大阪府としては、被保険者の負担を軽減し、国民健康保険制度を安定的かつ円滑に運営する観点から、国に対して、必要な財源確保とともに、国民健康保険制度の構造的課題の抜本的解決に向け、医療保険制度の一本化の議論を進め、各医療保険制度間での保険料負担の格差是正を、引き続き、働きかけていく。

##### 【医療費適正化の推進】

- また、医療費の増加が見込まれる中、今後とも、国民健康保険ヘルスアップ支援事業等により、特定健診・特定保健指導の実施率の向上など、市町村の取組みの底上げを促進しながら、健康づくり・医療費の適正化の取組みを推進することで、被保険者の負担軽減につなげていく。

さらに、令和2年度に創設された予防・健康づくり支援交付金（事業費連動分）において、内示額として約29.3億円（前年度比約8.6億円増）のインセンティブを獲得したが、今後とも、当該インセンティブの獲得に努めていく。

##### 【国保財政運営】

- 納付金算定の状況及び財政安定化基金に年度間の財政調整機能が付与されたこと等を踏まえ、国民健康保険特別会計のあり方や1人あたり保険料額上昇の抑制に向けた方策について、府と代表市町村等で構成される広域化調整会議の場等を通じて検討していく。

■ 令和4年度確定係数に基づく算定結果の主な算定条件

項目	設定内容	備考
対象年度	令和4年度（事業費納付金制度に基づき国から示された確定係数を基に算定）	
医療費水準の反映係数(α)	α=0（医療費水準を反映しない）	保険料率の統一のため
高額医療費の負担方法	府内で共同負担	保険料率の統一のため
取納率による事業費納付金の調整	行う	保険料率の統一のため
前期高齢者交付金等、後期高齢者支援金等、介護納付金の精算	都道府県単位で加除	保険料率の統一のため
市町村標準保険料率の算定方式	3方式【所得割・均等割・平等割】(ただし、介護納付金分保険料は、所得割・均等割の2方式)	府内の標準的な算定方法を3方式とする
事業費納付金の按分割合	3方式(7/2)とし、介護納付金分は2方式	保険料率の統一のため、市町村標準保険料率と同じ方式とする
事業費納付金の収納率	府内平均で「93.84%」となる設定 ・所得割=β(医療費=0.8376・・・、支援金分=0.9488・・・、介護分=0.8078・・・)、均等割=0.6、平等割=0.4	規模別基準収納率:▲1.0% インセンティブ値:1/2 努力値:±0.5%に設定
算入していない公費・経費	・保険者努力支援制度(市町村分) ・特別調整交付金(市町村分) ・特別調整交付金(精神疾患、結核、非自発的失業者)	
事業費納付金試算の 対象とする経費 【+要素】	【保険給付費】	
	前期高齢者納付金等	国から示された係数に基づき推計した値
	特別高額医療費共同事業拠出金	
	出産育児諸費	
	森察諸費	
	特定健診等に要する費用	
	保健事業(共通基準分)	
	保健事業(各市町村独自実施分)	各市町村から報告された市町村基礎ファイルの数値
	その他の保険給付(精神・結核)	
	条例減免に要する費用	
一部負担金減免に要する費用		
都道府県の事業費	推計値	
審査支払手数料(医科・歯科・調剤・訪問看護等)		
審査支払手数料(柔道整復及びあん摩マッサージ指圧、はり・灸療養費)	各市町村から報告された市町村基礎ファイルの数値を基に推計した値	
後期高齢者支援金	国から示された係数に基づき推計した値	
後期高齢者関係事務費拠出金		
病床転換支援金等		
介護納付金	国から示された係数に基づき推計した値	
事業費納付金試算の 対象とする公費 【▲要素】	療養給付費等負担金	
	国普通調整交付金	
	国特別調整交付金(算定省令第6条第1項ハ・ニ、ヲ(未就学・特々調)・附則第7条2・3号)	
	都道府県繰入金	令和4年度予算額
	都道府県繰入金(経過措置繰越分)	
	過年度調整	
	激変緩和用の特別基金(取崩分)	
	高額医療費負担金	
	特別高額医療費共同事業交付金	
	特別高額医療費共同事業負担金	
地方単独事業の減額調整分(法定外繰入)		
激変緩和用の暫定措置分(都道府県分)		
特別調整交付金による追加激変緩和措置		
特定健診等負担金		
財政安定化支援事業(法定繰入)		
保険者支援制度(医療分)(法定繰入)	各市町村から報告された市町村基礎ファイルの数値	
出産育児諸費(法定繰入)		
過年度収納見込み		
後期高齢者支援金(退職分)		
後期高齢者支援金負担金	国から示された係数に基づき推計した値	
国普通調整交付金	令和4年度予算額	
都道府県繰入金(後期分)(法定繰入)	各市町村から報告された市町村基礎ファイルの数値	
過年度収納見込み		
介護納付金負担金	国から示された係数に基づき推計した値	
国普通調整交付金	令和4年度予算額	
都道府県繰入金	各市町村から報告された市町村基礎ファイルの数値	
保険者支援制度(介護分)(法定繰入)	国から示された係数に基づき推計した値	
過年度収納見込み	各市町村から報告された市町村基礎ファイルの数値	

■各市町村の納付金額【一般被保険者分（介護は退職も含む）】

資料5

(単位：円)

市町村	計		一般計からの収入分										支應金分 計		介護分 計		一般計からの収入		支應金分 計		介護分 計		
	計	医療分	一般計からの収入		財政安定化 支援事業		財政安定化 支援事業		財政安定化 支援事業		財政安定化 支援事業		支應金分		介護分		一般計からの収入		支應金分		介護分		
			収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	
大阪府	88,589,668,596	63,897,680,940	51,940,164,975	4,786,345,475	677,832,364	4,300,143,750	0	0	601,805,571	1,591,388,805	17,636,547,099	15,447,189,647	1,626,973,496	566,311,618	2,628,239,546	7,055,440,557	6,228,239,546	566,311,618	2,628,239,546	7,055,440,557	6,228,239,546	566,311,618	2,628,239,546
堺市	24,567,212,967	17,870,128,052	14,586,879,877	1,271,729,832	1,104,151,250	0	150,502,268	209,930,163	369,731,739	4,882,285,338	4,339,067,795	435,955,658	107,261,885	1,814,799,577	1,587,606,247	1,814,799,577	1,587,606,247	1,814,799,577	1,587,606,247	1,814,799,577	1,587,606,247	1,814,799,577	
岸和田市	5,988,841,466	4,370,593,821	3,483,764,298	357,550,395	52,092,660	283,191,250	0	26,572,143	48,262,676	1,179,581,576	1,037,365,177	108,422,617	33,793,782	387,017,561	35,493,786	387,017,561	35,493,786	387,017,561	387,017,561	35,493,786	387,017,561	35,493,786	
豊中市	11,628,853,699	8,355,437,275	7,146,522,102	610,020,262	209,902,500	0	51,236,964	93,278,363	172,123,619	2,353,342,534	2,116,719,576	185,267,660	51,355,298	920,073,890	827,316,680	920,073,890	827,316,680	920,073,890	827,316,680	920,073,890	827,316,680	920,073,890	
池田市	3,151,254,576	2,284,859,757	1,867,658,185	177,321,580	64,329,333	112,311,250	0	22,381,786	20,411,421	631,481,105	555,054,506	50,068,091	26,358,508	203,071,138	19,379,897	203,071,138	19,379,897	203,071,138	19,379,897	203,071,138	19,379,897	203,071,138	
吹田市	10,068,047,323	7,232,541,146	6,178,693,740	526,469,584	54,110,117	114,973,750	0	71,857,232	72,123,402	2,065,753,111	1,830,286,286	166,328,156	69,138,660	770,243,066	670,900,500	770,243,066	670,900,500	770,243,066	670,900,500	770,243,066	670,900,500	770,243,066	
泉大津市	2,142,029,477	1,571,633,949	1,248,288,894	117,936,700	15,064,653	115,428,750	0	12,904,821	19,208,122	415,220,207	371,290,006	32,715,236	11,214,965	155,175,321	137,881,954	155,175,321	137,881,954	155,175,321	137,881,954	155,175,321	137,881,954	155,175,321	
高槻市	10,037,397,499	7,201,726,205	6,279,140,933	523,908,673	49,081,227	0	97,119,554	81,817,219	170,658,599	2,096,295,229	1,868,166,402	168,742,059	59,386,768	739,376,065	651,415,087	739,376,065	651,415,087	739,376,065	651,415,087	739,376,065	651,415,087	739,376,065	
守口市	2,535,907,223	1,850,943,191	1,415,792,713	201,483,334	2,433,350	133,037,500	0	13,374,554	20,860,239	63,961,501	496,430,896	421,594,401	62,492,941	12,343,554	159,963,569	139,963,569	21,785,739	159,963,569	139,963,569	21,785,739	159,963,569	139,963,569	
貝塚市	4,400,252,502	3,193,588,044	2,504,934,320	261,094,587	33,297,958	244,693,750	0	9,646,429	27,063,901	112,857,099	858,593,054	744,979,326	76,855,650	36,758,072	303,290,325	27,127,231	303,290,325	27,127,231	303,290,325	27,127,231	303,290,325	27,127,231	
枚方市	11,681,967,267	8,513,419,636	6,970,430,698	601,667,580	57,751,047	500,676,250	0	106,562,768	85,058,394	191,272,899	2,352,643,643	2,075,303,028	206,279,657	71,060,958	815,203,988	715,348,665	815,203,988	715,348,665	815,203,988	715,348,665	815,203,988	715,348,665	
茨木市	7,629,992,620	5,469,065,573	4,765,880,847	381,835,776	31,618,667	0	60,851,875	63,169,194	165,709,214	1,583,264,586	1,416,787,652	113,425,313	53,051,621	577,662,461	513,734,771	577,662,461	513,734,771	577,662,461	513,734,771	577,662,461	513,734,771	577,662,461	
八尾市	8,117,162,810	5,836,337,236	4,843,051,907	456,261,416	50,894,666	226,078,750	0	32,658,125	67,388,861	159,653,511	1,624,802,817	1,439,486,523	137,821,275	47,495,019	656,022,757	575,276,878	656,022,757	575,276,878	656,022,757	575,276,878	656,022,757	575,276,878	
泉佐野市	3,007,538,318	2,193,950,212	1,747,391,922	192,516,162	9,736,000	157,673,750	0	13,068,036	18,312,013	55,252,329	583,085,048	519,909,698	50,126,430	13,048,920	230,503,058	201,319,901	230,503,058	201,319,901	230,503,058	201,319,901	230,503,058	201,319,901	
富田林市	3,528,805,546	2,589,483,284	2,073,885,625	185,319,049	18,480,000	192,651,250	0	29,080,625	28,963,765	61,102,970	694,845,799	617,215,197	56,759,625	20,870,977	244,476,463	215,028,539	244,476,463	215,028,539	244,476,463	215,028,539	244,476,463	215,028,539	
藤原川市	7,104,945,182	5,138,825,338	4,240,286,581	392,136,250	30,262,673	299,232,500	0	32,676,071	42,935,404	101,305,859	1,411,666,250	1,261,729,477	116,751,287	33,185,486	554,453,594	494,191,019	554,453,594	494,191,019	554,453,594	494,191,019	554,453,594	494,191,019	
河内長野市	3,414,277,718	2,491,245,065	2,111,006,569	186,081,583	11,229,169	70,625,000	0	41,050,625	26,676,396	44,575,723	706,160,723	629,597,004	60,361,363	16,202,356	116,871,930	191,438,912	116,871,930	191,438,912	116,871,930	191,438,912	116,871,930	191,438,912	
松原市	3,838,082,056	2,793,477,745	2,196,581,865	228,775,586	25,764,522	211,706,250	0	13,830,536	26,519,567	90,299,419	745,738,881	635,475,914	67,782,959	24,480,000	298,865,430	259,341,340	298,865,430	259,341,340	298,865,430	259,341,340	298,865,430	259,341,340	
大原市	3,928,461,934	2,868,067,646	2,194,098,367	225,638,777	32,569,108	186,963,750	0	11,104,643	32,688,070	185,004,931	759,877,354	652,301,740	65,811,798	41,763,816	300,516,934	252,773,708	300,516,934	252,773,708	300,516,934	252,773,708	300,516,934	252,773,708	
和泉市	5,410,239,643	3,887,508,388	3,343,362,450	254,791,818	23,878,113	93,845,000	0	29,882,054	39,182,761	102,566,192	1,114,338,872	995,773,847	87,357,010	31,208,015	408,392,383	364,322,911	408,392,383	364,322,911	408,392,383	364,322,911	408,392,383	364,322,911	
箕面市	4,485,239,287	3,292,197,451	2,575,050,649	223,214,477	23,916,069	310,260,000	0	22,352,857	27,266,919	110,136,480	870,513,662	763,218,002	66,788,647	40,507,013	322,528,174	278,198,111	322,528,174	278,198,111	322,528,174	278,198,111	322,528,174	278,198,111	
柏原市	2,230,609,594	1,627,567,934	1,304,992,036	127,017,761	12,409,561	105,556,250	0	19,684,018	12,109,556	45,798,752	440,654,376	388,448,304	36,567,728	15,638,344	162,387,284	143,428,855	162,387,284	143,428,855	162,387,284	143,428,855	162,387,284	143,428,855	
羽曳野市	3,638,121,292	2,634,748,458	2,130,961,281	198,574,157	22,830,624	162,091,250	0	21,305,000	24,949,455	45,798,752	725,748,961	635,825,196	62,050,511	25,638,344	278,023,873	239,879,144	278,023,873	239,879,144	278,023,873	239,879,144	278,023,873	239,879,144	
門真市	4,126,049,787	2,978,554,845	2,359,580,882	244,151,085	31,971,204	209,861,250	0	1,301,536	32,810,410	98,878,488	807,132,069	701,688,346	76,031,692	29,412,031	340,362,873	304,657,721	340,362,873	304,657,721	340,362,873	304,657,721	340,362,873	304,657,721	
摂津市	2,589,431,421	1,851,800,184	1,583,832,211	137,979,200	10,157,393	31,088,750	0	11,947,589	24,048,789	52,746,252	533,019,483	470,930,129	45,190,800	16,898,554	204,611,754	180,040,437	204,611,754	180,040,437	204,611,754	180,040,437	204,611,754	180,040,437	
藤井寺市	1,739,727,665	1,278,575,484	1,020,832,989	98,341,803	14,428,714	88,716,250	0	12,769,821	15,554,397	27,931,510	339,381,693	303,962,301	28,881,965	6,537,427	121,770,488	108,695,958	121,770,488	108,695,958	121,770,488	108,695,958	121,770,488	108,695,958	
藤井市	1,965,853,408	1,432,172,818	1,143,131,611	115,024,083	12,525,333	92,922,500	0	8,755,714	11,965,157	37,848,420	386,319,998	340,374,663	35,464,371	10,480,964	147,360,592	130,570,159	147,360,592	130,570,159	147,360,592	130,570,159	147,360,592	130,570,159	
東大阪市	15,358,317,425	11,137,004,689	8,976,891,104	897,191,368	87,541,030	829,061,250	0	31,535,179	145,141,370	169,643,388	2,666,986,839	286,371,586	286,371,586	58,957,026	1,208,397,285	1,120,063,635	1,208,397,285	1,120,063,635	1,208,397,285	1,120,063,635	1,208,397,285	1,120,063,635	
泉南市	2,147,458,397	1,573,958,814	1,221,319,873	143,605,333	35,763,334	123,977,500	0	0	10,081,071	39,211,703	417,686,889	364,625,276	41,462,960	11,598,653	155,812,694	135,640,047	155,812,694	135,640,047	155,812,694	135,640,047	155,812,694	135,640,047	
四條市	1,641,399,834	1,180,993,424	967,554,193	78,208,047	9,102,913	76,958,750	0	5,275,446	11,739,678	32,154,397	331,372,615	287,860,712	31,721,006	11,790,897	129,033,795	112,406,604	129,033,795	112,406,604	129,033,795	112,406,604	129,033,795	112,406,604	
交野市	2,221,169,944	1,618,555,217	1,331,822,740	112,946,017	8,588,520	88,405,000	0	20,108,571	12,914,352	43,770,017	445,429,102	396,747,100	38,064,125	10,617,877	157,185,625								





■市町村標準保険料率算定上の市町村ごとの賦課割合(介護分)

単位:円

$\beta = 0.8078830344645$  (介護分)

府内全体	保険料賦課総額(一般・退職被保険者 介護分)						賦課割合(100分率)					
	所得割			均等割			均等割			均等割		
	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	
	8,866,690,148	10,975,215,185	19,841,905,333	0	0	0	80.8	100.0	100.0	44.7	55.3	0.0
1 大阪市	3,001,055,136	3,804,276,536	6,805,331,672	33.85%	34.66%	34.30%	78.9	100.0	100.0	44.1	55.9	0.0
2 堺市	733,277,692	972,358,585	1,705,636,277	8.27%	8.86%	8.60%	75.4	100.0	100.0	43.0	57.0	0.0
3 岸和田市	176,930,153	236,948,107	413,878,260	2.00%	2.16%	2.09%	74.7	100.0	100.0	42.7	57.3	0.0
4 豊中市	430,717,255	464,086,089	894,783,344	4.86%	4.23%	4.51%	92.8	100.0	100.0	48.1	51.9	0.0
5 池田市	103,099,185	115,069,206	218,168,391	1.16%	1.05%	1.10%	89.6	100.0	100.0	47.3	52.7	0.0
6 吹田市	361,699,851	367,084,542	728,764,393	4.08%	3.34%	3.67%	98.5	100.0	100.0	49.6	50.4	0.0
7 泉大津市	63,386,429	84,809,996	148,196,425	0.71%	0.77%	0.75%	74.7	100.0	100.0	42.8	57.2	0.0
8 高槻市	316,722,517	378,194,367	694,916,884	3.57%	3.45%	3.50%	83.7	100.0	100.0	45.6	54.4	0.0
9 貝塚市	73,807,892	97,312,742	171,120,634	0.83%	0.89%	0.86%	75.8	100.0	100.0	43.1	56.9	0.0
10 守口市	142,490,915	186,314,728	328,805,643	1.61%	1.70%	1.66%	76.5	100.0	100.0	43.3	56.7	0.0
11 枚方市	342,700,641	429,981,002	772,681,643	3.87%	3.92%	3.89%	79.7	100.0	100.0	44.4	55.6	0.0
12 茨木市	262,276,732	290,363,942	552,640,674	2.96%	2.65%	2.79%	90.3	100.0	100.0	47.5	52.5	0.0
13 八尾市	284,405,700	340,759,349	625,165,049	3.21%	3.10%	3.15%	83.5	100.0	100.0	45.5	54.5	0.0
14 泉佐野市	90,729,401	122,940,628	213,670,029	1.02%	1.12%	1.08%	73.8	100.0	100.0	42.5	57.5	0.0
15 富田林市	98,846,307	129,567,267	228,413,574	1.11%	1.18%	1.15%	76.3	100.0	100.0	43.3	56.7	0.0
16 寝屋川市	238,451,740	302,061,242	540,512,982	2.69%	2.75%	2.72%	78.9	100.0	100.0	44.1	55.9	0.0
17 河内長野市	84,682,907	117,320,799	202,003,706	0.96%	1.07%	1.02%	72.2	100.0	100.0	41.9	58.1	0.0
18 松原市	117,837,164	161,144,484	278,981,648	1.33%	1.47%	1.41%	73.1	100.0	100.0	42.2	57.8	0.0
19 大東市	120,247,114	151,991,667	272,238,781	1.36%	1.38%	1.37%	79.1	100.0	100.0	44.2	55.8	0.0
20 和泉市	177,904,746	212,455,171	390,359,917	2.01%	1.94%	1.97%	83.7	100.0	100.0	45.6	54.4	0.0
21 箕面市	149,227,177	149,172,599	298,399,776	1.68%	1.36%	1.50%	100.0	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0
22 相原市	68,389,083	82,887,904	151,276,987	0.77%	0.76%	0.76%	82.5	100.0	100.0	45.2	54.8	0.0
23 羽曳野市	113,923,197	141,539,150	255,462,347	1.28%	1.29%	1.29%	80.5	100.0	100.0	44.6	55.4	0.0
24 門真市	149,176,356	180,218,953	329,395,309	1.68%	1.64%	1.66%	82.8	100.0	100.0	45.3	54.7	0.0
25 摂津市	93,749,381	100,552,839	194,302,220	1.06%	0.92%	0.98%	93.2	100.0	100.0	48.2	51.8	0.0
26 高石市	49,787,864	65,735,526	115,523,390	0.56%	0.60%	0.58%	75.7	100.0	100.0	43.1	56.9	0.0
27 藤井寺市	59,361,560	80,032,226	139,393,786	0.67%	0.73%	0.70%	74.2	100.0	100.0	42.6	57.4	0.0
28 東大阪市	516,210,497	636,834,648	1,153,045,145	5.82%	5.80%	5.81%	81.1	100.0	100.0	44.8	55.2	0.0
29 泉南市	56,458,635	89,093,513	145,552,148	0.64%	0.81%	0.73%	63.4	100.0	100.0	38.8	61.2	0.0
30 四條畷市	55,049,039	65,094,830	120,143,869	0.62%	0.59%	0.61%	84.6	100.0	100.0	45.8	54.2	0.0
31 交野市	68,319,448	78,860,665	147,180,113	0.77%	0.72%	0.74%	86.6	100.0	100.0	46.4	53.6	0.0
32 島本町	21,422,794	28,337,120	49,759,914	0.24%	0.26%	0.25%	75.6	100.0	100.0	43.1	56.9	0.0
33 豊能町	16,784,373	22,021,677	38,806,050	0.19%	0.20%	0.20%	76.2	100.0	100.0	43.3	56.7	0.0
34 能勢町	12,824,454	16,566,598	29,391,052	0.14%	0.15%	0.15%	77.4	100.0	100.0	43.6	56.4	0.0
35 忠岡町	14,775,465	21,106,395	35,881,860	0.17%	0.19%	0.18%	70.0	100.0	100.0	41.2	58.8	0.0
36 熊取町	36,092,136	47,759,396	83,851,532	0.41%	0.44%	0.42%	75.6	100.0	100.0	43.0	57.0	0.0
37 戸尻町	6,341,825	8,823,315	15,165,140	0.07%	0.08%	0.08%	71.9	100.0	100.0	41.8	58.2	0.0
38 阪南市	45,497,403	65,772,138	111,269,541	0.51%	0.60%	0.56%	69.2	100.0	100.0	40.9	59.1	0.0
39 岬町	15,656,736	21,545,731	37,202,467	0.18%	0.20%	0.19%	72.7	100.0	100.0	42.1	57.9	0.0
40 太子町	14,815,701	15,706,233	30,521,934	0.17%	0.14%	0.15%	94.3	100.0	100.0	48.5	51.5	0.0
41 河南町	17,201,384	21,124,701	38,326,085	0.19%	0.19%	0.19%	81.4	100.0	100.0	44.9	55.1	0.0
42 千早赤阪村	6,286,327	7,596,838	13,883,165	0.07%	0.07%	0.07%	82.7	100.0	100.0	45.3	54.7	0.0
43 大阪狭山市	58,069,836	63,831,741	121,901,577	0.65%	0.58%	0.61%	91.0	100.0	100.0	47.6	52.4	0.0



令和3年12月24日  
事務レベルWG（第74回）  
資料1

# 保険者努力支援制度 (予防・健康づくり支援)



# 国民健康保険保険者努力支援交付金 (予防・健康づくり支援)の実績

# 令和2年度 都道府県国保健事業の実績

## 都道府県

事業実施都道府県数

47

	事業名	事業数 (件)	対象者数合計 (人)	平均対象者数 (人)
A	市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備	73	17,258,444	236,417
B	市町村の現状把握・分析	30	15,987,144	532,905
C	都道府県が実施する保健事業	49	14,602,871	298,018
D	人材の確保・育成事業	39	6,807,219	174,544
E	データ活用を目的として実施する事業	48	20,001,410	416,696
F	モデル事業 (先進的な保健事業)	30	3,235,811	107,860

# 令和2年度 市町村国保保健事業の実績

## 市町村

事業実施市町村数

1,470

	事業名	事業数 (件)	対象者数合計 (人)	平均対象者数 (人)
a	特定健診未受診者対策	1,285	10,108,667	7,867
b	特定保健指導未利用者対策	278	177,588	639
c	受診勧奨判定値を超えているものへの受診勧奨	404	151,779	376
d	特定健診継続受診対策	236	327,974	1,390
e	早期介入保健指導事業	458	173,859	380
f	特定健診40歳前勧奨	72	38,814	539
g	生活習慣病重症化予防における保健指導	357	115,235	323
h	糖尿病性腎症重症化予防	781	101,556	130
i	健康教育	236	69,120	293
j	健康相談	47	29,925	637
k-①	重複・頻回受診者への訪問指導	172	11,071	64
k-②	重複・多剤服用者への訪問指導	119	23,604	198
k-③	禁煙支援	12	5,062	422
k-④	その他保健指導	53	18,272	345
l	歯科にかかる保健事業	52	45,343	872
m	地域包括ケアシステムを推進する取組	37	107,362	2,902
n	健康づくりを推進する地域活動等	56	68,410	1,222
o	保険者独自の取組	27	87,843	3,253
p	先進的な保健事業	34	312,759	9,199

# 令和3年度 都道府県国保ヘルスアップ支援事業申請状況

## 事業実施都道府県数

47

## 区分別実施都道府県数

事業区分	都道府県数		事業数	
		前年度		前年度
A 市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備	45	36	74	73
B 市町村の現状把握・分析	45	26	52	30
C 都道府県が実施する保健事業	45	26	82	49
D 人材の確保・育成事業	42	32	53	39
E データ活用により予防・健康づくりの質の向上を図る事業	39	39	49	48
F モデル事業	29	25	34	30
計	47	47	344	269

# 令和3年度 市町村国保ヘルスアップ事業申請状況

事業実施市町村数 1,580

## 区別実施市町村数

区分	市町村数	前年度
国保ヘルスアップ (A)	958	941
国保ヘルスアップ (B)	599	502
国保ヘルスアップ (C)	23	27
計	1,580	1,470

	事業名	事業数(件)	
			前年度
a	特定健診未受診者対策	1,503	1,285
a	離島における渡航費のみ	15	
b	特定保健指導未利用者対策	401	278
c	受診勧奨判定値を超えている者への受診勧奨	465	404
d	特定健診継続受診対策	264	236
e	早期介入保健指導事業	528	458
f	特定健診40歳前勧奨	157	72
g	生活習慣病重症化予防における保健指導	561	357
h	糖尿病性腎症重症化予防(大規模実証参加)	171	781
h	糖尿病性腎症重症化予防(大規模実証不参加)	980	
i	健康教育	380	236
j	健康相談	86	47
k-①	重複・頻回受診者への訪問指導	222	172
k-②	重複・多剤服薬者への訪問指導	172	119
k-③	禁煙支援	29	12
k-④	その他保健指導	200	53
l	歯科に係る保健事業	103	52
m	地域包括ケアシステムを推進する取組	49	37
n	健康づくりを推進する地域活動等	88	56
o	保険者独自の取組	59	27
p	都道府県の指定を受けて実施する先進的な保健事業	31	34

## 令和3年度 都道府県 国保ヘルスアップ支援事業

### 【交付対象】

- 市町村とともに国保の共同保険者である都道府県が、区 域の市町村ごとの 健康課題や保 健事業の 実績 況 把握す るとともに、市町村における保健事業の健全な運営に必要な助言及び支援を行うなど、共同保険者としての役割を積極的に果たすために実施する国民健康保険の保健事業

### 【交付要件】

- 実施計画の策定段階から、第三者(有識者会議、国保連合会の保健事業支援・評価委員会等)の支援・評価を活用すること。
- 市町村が実施する事業との連携・機能分化を図り、管内市町村全域の事業が効率的・効果的に実施するために必要な取組と認められる事業であること。
- 事業ごとの評価指標(ストラクチャー指標、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標)・評価方法の設定 等

### (事業分類及び事業例)

- A. 市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備
- ・ 都道府県レベルの連携体制構築
  - ・ 保健事業に関わる都道府県及び市町村職員を対象とした人材育成
  - ・ ヘルスアップ支援事業及びヘルスアップ事業の計画立案能力の向上及び先進、優良事例の横展開を図る取組
- B. 市町村の現状把握・分析
- ・ KDB等のデータベースを活用した現状把握、事業対象者の抽出、保健事業の効果分析や課題整理を行う事業
- C. 都道府県が実施する保健事業
- ・ 都道府県が市町村と共同または支援により行う保健事業
  - ・ 保健所と連携して実施する保健事業
- D. 人材の確保・育成事業
- ・ かかりつけ医、薬剤師、看護師等の有資格者等に対する特定健診や特定保健指導等の国民健康保険の保健事業に関する研修
  - ・ 医療機関や福祉施設に勤務する糖尿病療養指導士や認定・専門看護師、管理栄養士、リハビリ専門職等を活用した保健事業
- E. データ活用により予防・健康づくりの質の向上を図る事業
- ・ 医療・健康情報データベースの構築
  - ・ データヘルス計画の標準化に向けた現状把握・分析
  - ・ 予防・健康づくりに資するシステムの構築
- F. モデル事業(先進的な保健事業)
- ・ 地域の企業や大学、関係団体等と都道府県単位の現状や健康課題を共有し協力し実施する先進的な予防・健康づくり事業
  - ・ 無関心層を対象にして取り組む先進的な保健事業

- ※1 国民健康保険特別会計事業勘定(款)保健事業に相当する科目により実施する事業に充当
- ※2 市町村が実施する保健事業との役割を調整するよう留意
- ※3 委託可

### 【基準額】(補助率10/10)

被保険者数	25万人未満	25～50万人未満	50～75万人未満	75～100万人未満	100万人以上
基準額	150,000千円	175,000千円	200,000千円	200,000千円	200,000千円

# 令和3年度 市町村 国保ヘルスアップ事業

## 国保ヘルスアップ事業(A)

### 【交付要件】

- データ分析に基づくPDCAサイクルに沿った中長期的なデータヘルス計画を策定していること。
- 右記の事業①～③の3区分のうち、2区分の事業を実施すること。

### 【基準額】(補助率10/10)

被保険者数	1万人未満	1～5万人未満	5～10万人未満	10万人以上
基準額	6,000千円	9,000千円	12,000千円	18,000千円

## 国保ヘルスアップ事業(B)

### 【交付要件】

- 国保ヘルスアップ事業(A)の要件を満たし、さらに下記の要件を満たしていること。
- 右記の事業③国保一般事業を、少なくとも1事業以上実施していること、またはh)の内、大規模実証事業参加による糖尿病性腎症重症化予防を実施していること。
- 第三者(国保連合会の保健事業支援・評価委員会・有識者会議・大学の支援・評価を活用すること。ただし、h)の内、大規模実証事業参加による糖尿病性腎症重症化予防を実施している場合には、第三者の支援の要件は問わない。

### 【基準額】(補助率10/10)

被保険者数	1万人未満	1～5万人未満	5～10万人未満	10万人以上
基準額	10,000千円	16,000千円	20,000千円	32,000千円

## 国保ヘルスアップ事業(C)

### 【交付要件】

- 国保ヘルスアップ事業(B)の要件を満たし、さらに下記の要件を満たしていること。
- 右記の事業④効果的なモデル事業p)都道府県の指定を受けて実施する先進的な保健事業を実施すること。  
ただし、④効果的なモデル事業p)都道府県の指定を受けて実施する先進的な保健事業の選定数は、管内市町村数の15%を上限とすること。
- p)都道府県の指定を受けて実施する先進的な保健事業について、第三者(国保連合会の保健事業支援・評価委員会・有識者会議・大学の支援・評価を活用すること。

### 【基準額】(補助率10/10)

被保険者数	1万人未満	1～5万人未満	5～10万人未満	10万人以上
基準額	13,500千円	20,250千円	27,000千円	40,500千円

## 事業内容

### ① 生活習慣病予防対策

- a) 特定健診未受診者対策
- b) 特定保健指導未利用者対策
- c) 受診勧奨判定値を超えている者への受診勧奨
- d) 特定健診継続受診対策
- e) 早期介入保健指導事業
- f) 特定健診40歳前勧奨

### ② 生活習慣病重症化予防対策

- g) 生活習慣病重症化予防における保健指導
- h) 糖尿病性腎症重症化予防

### ③ 国保一般事業

- i) 健康教育
- j) 健康相談
- k) 保健指導 ①重複・頻回受診者 ②重複・多剤服薬者 ③禁煙支援 ④その他保健指導
- l) 歯科にかかるとかかる保健事業
- m) 地域包括ケアシステムを推進する取組
- n) 健康づくりを推進する地域活動等
- o) 保険者独自の取組

### ④ 効果的なモデル事業

- p) 都道府県の指定を受けて実施する先進的な保健事業

- ※ 都道府県の指定を受けた事業であること  
(都道府県は管内市町村数の15%を上限として指定する)
- ※ 都道府県と協働で実施する場合、都道府県と市町村がそれぞれ費用を負担する場合は市町村の負担部分に対して交付

# 令和3年度 国民健康保険努力支援交付金(予防・健康づくり支援) 事業費連動分に係る評価指標 得点状況

○ 事業費連動分については、都道府県ごとに、以下の評価指標に基づいて採点を実施

- (1) 「事業」の取組状況  左記(1)(2)について、それぞれ  
 (2) 「事業」の取組内容 都道府県ごとの「点数」×「合計被保険者数」＝「総得点」を算出し、総得点で予算額を按分して配分

## (1) 「事業」の取組状況

150億円

(都道府県)

- 1)事業ABCを全て実施している場合 42/47 10点
- 2)事業ABCDEを全て実施している場合 35/47 10点
- 3)事業Fを実施している場合で、全都道府県による評価結果  
 上位 1位から10位 10/47 10点  
 上位 11位から20位 11/47 5点

(市町村) 要件を満たす管内市町村の割合に応じて加点

- 1)事業①生活習慣病予防対策を2事業以上実施する管内市町村の割合が8割を超えている場合 12/47 6点
- 2)事業②生活習慣病重症化予防対策を実施する管内市町村の割合が8割を超えている場合 33/47 6点
- 3)事業③国保一般事業を実施する管内市町村の割合が6割を超えている場合 19/47 6点
- 4)事業①のe)またはf)を実施する管内市町村の割合が4割を超えている場合 23/47 6点
- 5)事業①②③それぞれから1事業以上の事業を実施している管内市町村の割合  
 管内市町村の7割以上が実施 9/47 6点  
 管内市町村の5割以上7割未満が実施 10/47 3点

## (2) 「事業」の取組内容

150億円

(都道府県)

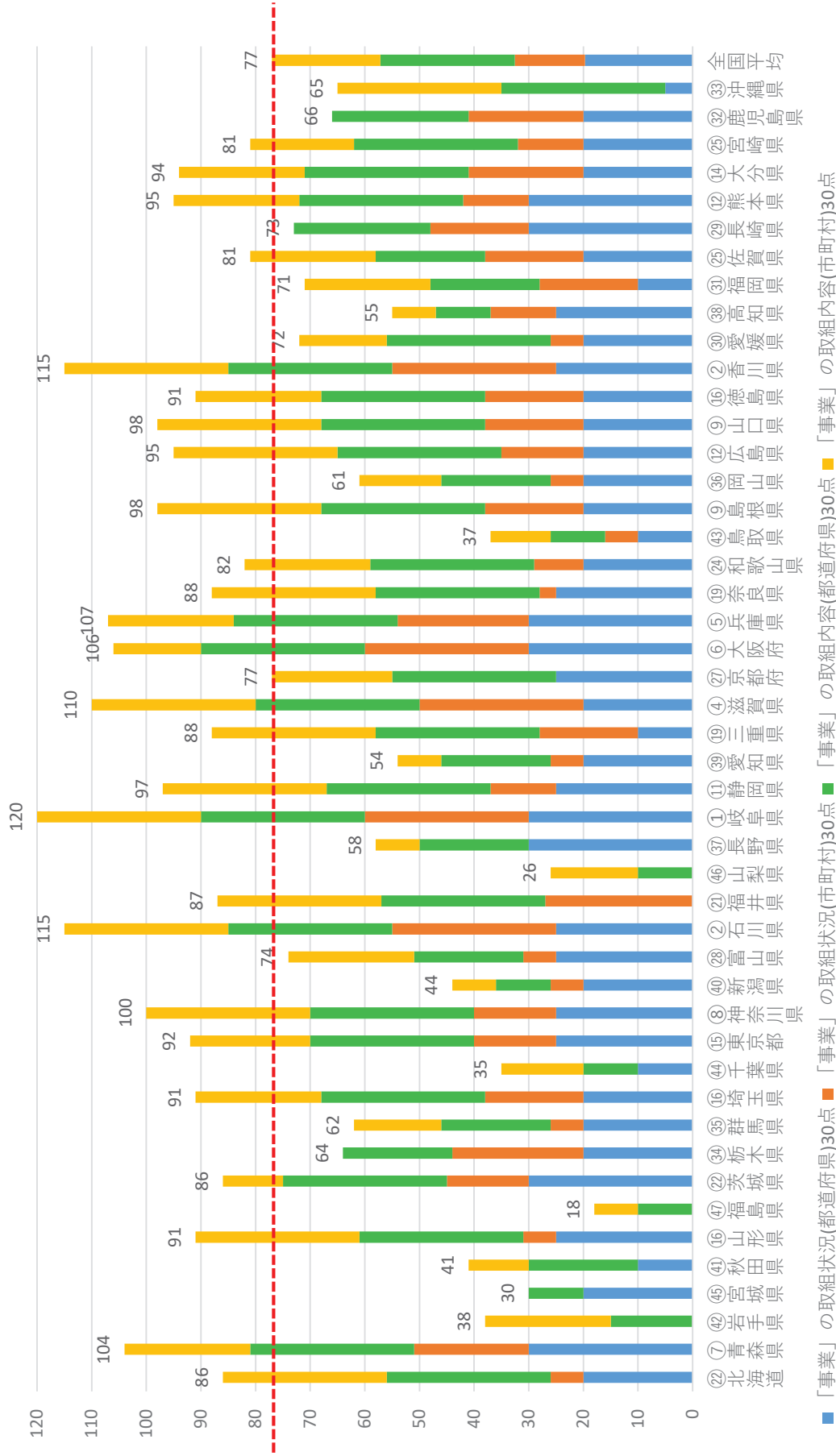
- 1)管内市町村ごとの健康・医療情報の分析や事業の効率的・効果的な実施に向けた課題やニーズを把握した上で、都道府県の事業を実施している場合 47/47 10点
- 2)下記市町村指標1)～3)を全て満たす申請市町村の割合が5割を超えている場合 33/47 10点
- 3)申請市町村が下記市町村指標1)～3)を満たせるよう都道府県から支援を受けたと回答している割合  
 申請市町村の8割以上が支援を受けている場合 34/47 10点  
 申請市町村の6割以上8割未満が支援を受けている場合 3/47 5点

(市町村) 要件を満たす申請市町村の割合に応じて加点

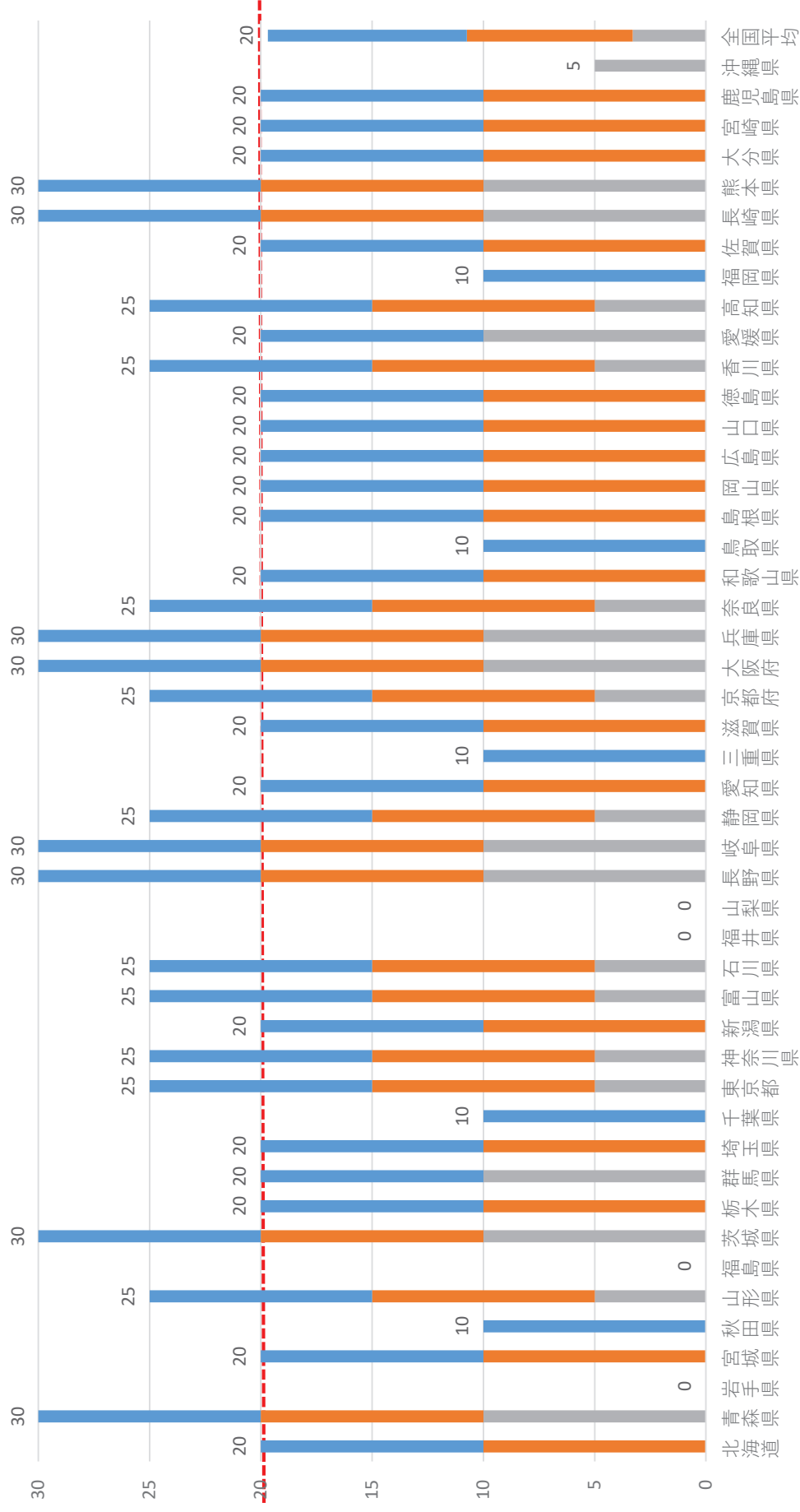
- 1)申請市町村の全てが、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを組み合わせて総合的に事業を展開している場合 31/47 8点
- 2)申請市町村の全てが、性・年齢別等の視点に加え、地域ごとの分析を実施している場合 33/47 7点
- 3)申請市町村の全てが、事業の計画、実施、評価にわたり、第三者の支援・評価を受け、事業に反映している場合 18/47 7点
- 4)「新たな日常」の下での予防・健康づくり事業の展開  
 ア 申請市町村の9割以上が、健診の受診控えに関して、実情に応じた事業を実施している場合 39/47 4点  
 イ 申請市町村の9割以上が、感染症対策を踏まえた事業の実施や、地域の感染症対策対応力向上の推進を実施している場合 43/47 4点



# 令和3年度 国民健康保険保険者努力支援交付金(予防・健康づくり支援) 事業費連動分 都道府県別獲得点【120点満点】



# 令和3年度 国民健康保険保険者努力支援交付金(予防・健康づくり支援) 事業費連動分 「事業」の取組状況(都道府県) 都道府県別獲得点【30点満点】

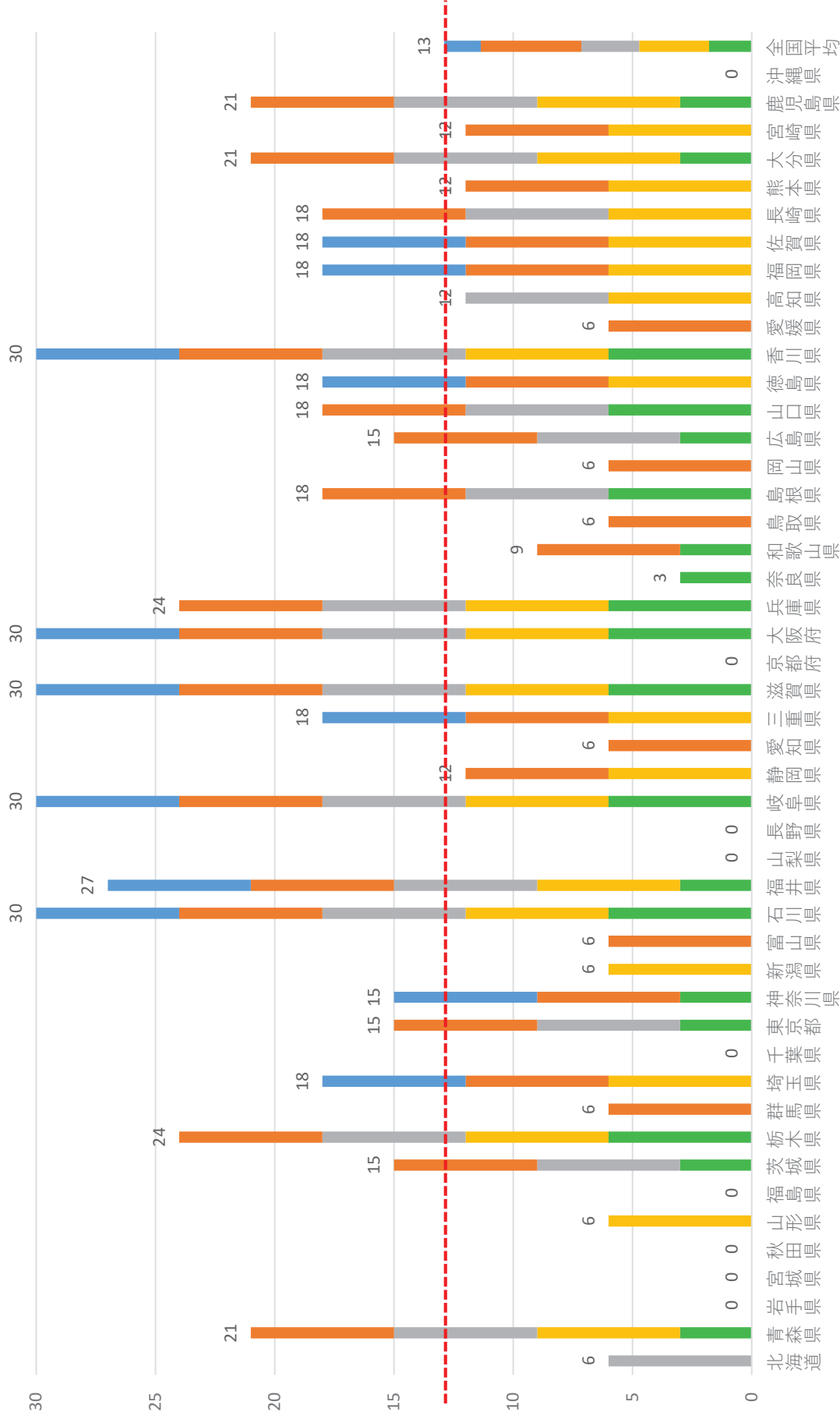


■ 1)事業ABCを全て実施している場合(10点)

■ 2)事業ABCDEを全て実施している場合(10点)

■ 3)事業Fを実施している場合で、全都道府県による評価結果(10点)

# 令和3年度 国民健康保険保険者努力支援交付金(予防・健康づくり支援) 事業費連動分 「事業」の取組状況(市町村) 都道府県別獲得点【30点満点】



■ 1)事業①生活習慣病予防対策を2事業以上実施する管内市町村の割合が8割を超えている場合(6点)  
 ■ 2)事業②生活習慣病重症化予防対策を実施する管内市町村の割合が8割を超えている場合(6点)  
 ■ 3)事業③国保一般事業を実施する管内市町村の割合が6割を超えている場合(6点)  
 ■ 4)事業①のe) または f) を実施する管内市町村の割合が4割を超えている場合(6点)  
 ■ 5)事業①②③それぞれから1事業以上の事業を実施している管内市町村の割合(6点)

# 令和3年度 国民健康保険保険者努力支援交付金(予防・健康づくり支援) 事業費連動分 「事業」の取組内容(都道府県) 都道府県別獲得点【30点満点】

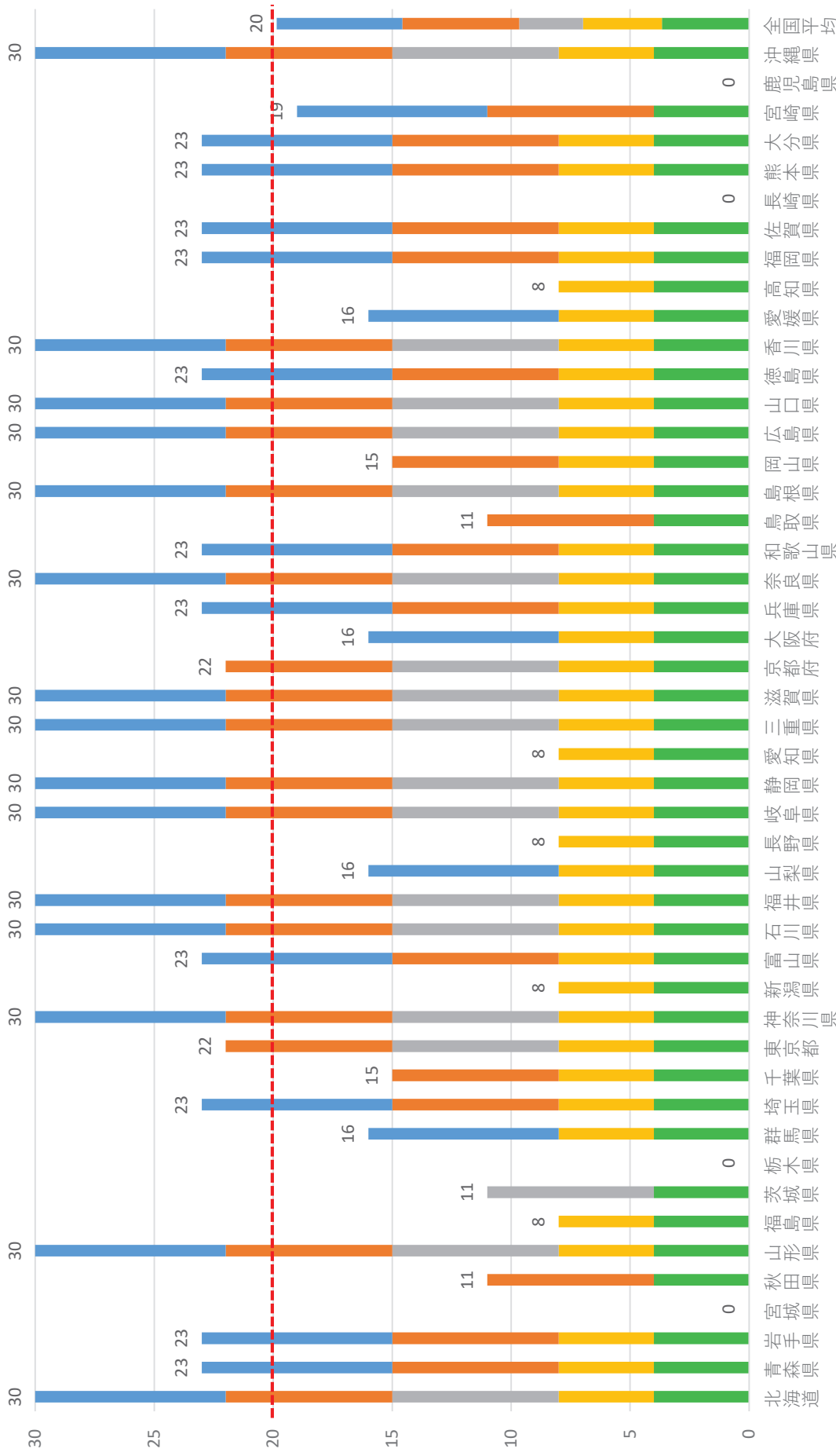


■ 1) 管内市町村ごとの健康・医療情報の分析や事業の効率的・効果的な実施に向けた課題やニーズを把握した上で、都道府県の事業を実施している場合(10点)

■ 2) 下記市町村指標1)～3)を全て満たす申請市町村の割合が5割を超えている場合(10点)

■ 3) 申請市町村が下記市町村指標1)～3)を満たせるよう都道府県から支援を受けたと回答している割合(10点)

# 令和3年度 国民健康保険保険者努力支援交付金(予防・健康づくり支援) 事業費連動分 「事業」の取組内容(市町村) 都道府県別獲得点【30点満点】



- 1) 申請市町村の全てが、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを組み合わせて総合的に事業を展開している場合(8点)
- 2) 申請市町村の全てが、性・年齢等の視点に加え、地域ごとの分析を実施している場合(7点)
- 3) 申請市町村の全てが、事業の計画、実施、評価にわたり、第三者の支援・評価を受け、事業に反映している場合(7点)
- 4-ア) 申請市町村の9割以上が、健診の受診控えに関して、実情に応じた事業を実施している場合(4点)
- 4-イ) 申請市町村の9割以上が、感染症対策を踏まえた事業の実施や、地域の感染症対策対応力向上の推進を実施している場合(4点)

# 保険者努力支援制度（予防・健康づくり支援） 令和4年度の方針

## 令和4年度 国民健康保険の予防・健康づくり、重症化予防の方針

### 1. 「新たな生活様式」に対応した予防・健康づくり、重症化予防の推進

○外出自粛等による身体活動の低下や社会とのつながりの減少により起こる心と身体の機能低下の予防、健康維持の推進を重視

○「新たな生活様式」の下で感染症対策は継続しつつ、地域住民の日常生活の回復・活性化を支援

### 2. ポピュレーションアプローチの強化

○地域全体の健康の保持やリスクの改善のため、集団全体に対して働きかけを行うポピュレーションアプローチを強化し、ハイリスクアプローチと有効に組み合わせた保健事業を推進

○健康増進部門と連携し、既存事業の有効活用などにより、地域住民全体の「歩く」「食べる」「集う」といった基本的な機能の保持増進を支援

○通知やリーフレットの発送のみで終わらせず、必要な人への具体的な支援につなげることが重要

### 3. 無関心層や特定健診受診率の低い40～50歳代の受診に向けた取組強化

○健康無関心層も含めた予防・健康づくりを推進

○40～50歳代が特定健診を受診しやすくなるよう、休日・夜間の健診実施や、40歳未満からの健診実施等の横展開を図るとともに、健診結果等を踏まえた、生活習慣病の発症予防や重症化予防、医薬品の適正使用等に向けた保健指導を強化

### 4. 都道府県の役割の強化

○市町村が行う保健事業を更に適切かつ有効なものとするために、都道府県が市町村への助言や支援、改善ができるよう、都道府県と市町村間のコミュニケーションの強化

○国民健康保険団体連合会と協働・連携してデータ分析する等、市町村が行う保健事業を強力に支援

## 令和4年度 国民健康保険保険者努力支援交付金(予防・健康づくり支援)の支援対象事業

国民健康保険被保険者の健康の保持増進に係る事業を支援することを目的とする

### 都道府県国保ヘルスアップ支援事業

市町村とともに国保の共同保険者である都道府県が、区域内の市町村ごとの健康課題や健康保持増進事業の実施状況を把握するとともに、市町村における保健事業の健全な運営に必要な助言及び支援を行うなど、共同保険者としての役割を積極的に果たすために実施する国民健康保険の健康保持増進事業

<事業区分>

- A 市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備
- B 市町村の現状把握・分析
- C 都道府県が実施する保健事業
- D 人材の確保・育成事業
- E データ活用により予防・健康づくりの質の向上を図る事業
- F モデル事業

### 市町村国保ヘルスアップ事業

国保被保険者の健康の保持増進、疾病予防、生活の質の向上等を目的に、生活習慣病予防対策、生活習慣病等重症化予防対策、国保一般事業、効果的なモデル事業を実施するものであり、国保被保険者に対しての取組として必要と認められ、安全性と効果が確立された方法により実施する事業

<事業区分>

- ①生活習慣病予防対策 : 特定健診未受診者対策、生活習慣病の1次予防に重点を置いた取組等
- ②生活習慣病等重症化予防対策: 生活習慣病重症化予防、糖尿病性腎症重症化予防、保健指導等
- ③国保一般事業 : 健康教育、健康相談、健康づくりを推進する地域活動等
- ④効果的なモデル事業 : 都道府県の指定を受けて実施する先進的な保健事業



# 令和4年度 都道府県 国保ヘルスアップ支援事業

## 【交付対象】

- 市町村とともに国保の共同保険者である都道府県が、区域内の市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握するとともに、市町村における保健事業の健全な運営に必要な助言及び支援を行うなど、共同保険者としての役割を積極的に果たすために実施する国民健康保険の保健事業

## 【交付要件】

- 実施計画の策定段階から、第三者(有識者会議、国保連合会の保健事業支援・評価委員会等)の支援・評価を活用すること。
- 市町村が実施する事業との連携・機能分化を図り、管内市町村全域の事業が効率的・効果的に実施するために必要な取組と認められる事業であること。
- 事業ごとの評価指標(ストラクチャー指標、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標)・評価方法の設定 等

## (事業分類及び事業例)

### A. 市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備

- ・ 都道府県レベルの連携体制構築
- ・ 保健事業に関わる都道府県及び市町村職員を対象とした人材育成
- ・ ヘルスアップ支援事業及びヘルスアップ事業の計画立案能力の向上及び先進、優良事例の横展開を図る取組

### B. 市町村の現状把握・分析

- ・ KDB等のデータベースを活用した現状把握、事業対象者の抽出、保健事業の効果分析や課題整理を行う事業

### C. 都道府県が実施する保健事業

- ・ 都道府県が市町村と共同または支援により行う保健事業
- ・ 保健所と連携して実施する保健事業

### D. 人材の確保・育成事業

- ・ かかりつけ医、薬剤師、看護師等の有資格者等に対する特定健診や特定保健指導等の国民健康保険の保健事業に関する研修
- ・ 医療機関や福祉施設に勤務する糖尿病療養指導士や認定・専門看護師、管理栄養士、リハビリ専門職等を活用した保健事業

### E. データ活用により予防・健康づくりの質の向上を図る事業

- ・ 医療・健康情報データベースの構築
- ・ データヘルス計画の標準化に向けた現状把握・分析
- ・ 予防・健康づくりに資するシステムの構築

### F. モデル事業(先進的な保健事業)

- ・ 地域の企業や大学、関係団体等と都道府県単位の現状や健康課題を共有し協力し実施する先進的な予防・健康づくり事業
- ・ 無関心層を対象にして取り組む先進的な保健事業

※1 国民健康保険特別会計事業勘定(款)保健事業に相当する科目により実施する事業に充当

※2 市町村が実施する保健事業との役割を調整するよう留意

※3 委託可

## 【基準額】(補助率10/10)

被保険者数	25万人未満	25～50万人未満	50～75万人未満	75～100万人未満	100万人以上
基準額	150,000千円	175,000千円	200,000千円	200,000千円	200,000千円

# 令和4年度 市町村 国保ヘルスアップ事業

## 国保ヘルスアップ事業(A)

### 【交付要件】

- データ分析に基づくPDCAサイクルに沿った中長期的なデータヘルス計画を策定していること。
- 右記の事業①～③の3区分のうち、2区分の事業を実施すること。

### 【基準額】(補助率10/10)

被保険者数	1万人未満	1～5万人未満	5～10万人未満	10万人以上
基準額	6,000千円	9,000千円	12,000千円	18,000千円

## 国保ヘルスアップ事業(B)

### 【交付要件】

- 国保ヘルスアップ事業(A)の要件を満たし、さらに下記の要件を満たしていること。
- 右記の事業②生活習慣病重症化予防対策または③国保一般事業から合計で少なくとも2事業以上実施していること（大規模実証事業に参加している場合、h)糖尿病性腎症重症化予防を実施していることのみならず）
- 第三者(国保連合会の保健事業支援・評価委員会・有識者会議・大学等)の支援・評価を活用すること。ただし、大規模実証事業参加による糖尿病性腎症重症化予防を実施している場合には、第三者の支援の要件は問わない。

### 【基準額】(補助率10/10)

被保険者数	1万人未満	1～5万人未満	5～10万人未満	10万人以上
基準額	12,000千円	18,000千円	24,000千円	36,000千円

## 国保ヘルスアップ事業(C)

### 【交付要件】

- 国保ヘルスアップ事業(B)の要件を満たし、さらに下記の要件を満たしていること。
- 右記の事業④効果的なモデル事業p)都道府県の指定を受けて実施する先進的な保健事業を実施すること。ただし、④効果的なモデル事業p)都道府県の指定を受けて実施する先進的な保健事業の選定数は、管内市町村数の15%を上限とすること。
- ※ p)都道府県の指定を受けて実施する先進的な保健事業について、第三者(国保連合会の保健事業支援・評価委員会・有識者会議・大学等)の支援・評価を活用すること。

- または、大規模実証事業の受診勧奨の有効性検証に介入群として参加していること。

被保険者数	1万人未満	1～5万人未満	5～10万人未満	10万人以上
基準額	18,000千円	27,000千円	36,000千円	54,000千円

## 事業内容

### ① 生活習慣病予防対策

- a) 特定健診未受診者対策
- b) 特定保健指導未利用者対策
- c) 受診勧奨判定値を超えている者への受診勧奨
- d) 特定健診継続受診対策
- e) 早期介入保健指導事業
- f) 特定健診40歳前勧奨
- q) その他生活習慣病予防対策

### ② 生活習慣病等重症化予防対策

- g) 生活習慣病重症化予防
- h) 糖尿病性腎症重症化予防
- k) 保健指導 ①重複・頻回受診者 ②重複・多剤服薬者 ③禁煙支援 ④その他保健指導

### ③ 国保一般事業

- i) 健康教育
- j) 健康相談
- l) 歯科にかかると保健事業
- m) 地域包括ケアシステムを推進する取組
- n) 健康づくりを推進する地域活動等
- o) 保険者独自の取組

### ④ 効果的なモデル事業

- p) 都道府県の指定を受けて実施する先進的な保健事業

- ※ 都道府県の指定を受けた事業であること  
(都道府県は管内市町村数の15%を上限として指定する)
- ※ 都道府県と協働で実施する場合、都道府県と市町村がそれぞれ費用を負担する場合は市町村の負担部分に対して交付

# 令和4年度 国民健康保険交付金(予防・健康づくり支援) 事業費連動分に係る評価指標

○ 事業費連動分については、都道府県ごとに、以下の評価指標に基づいて採点を実施

(1) 「事業」の取組状況

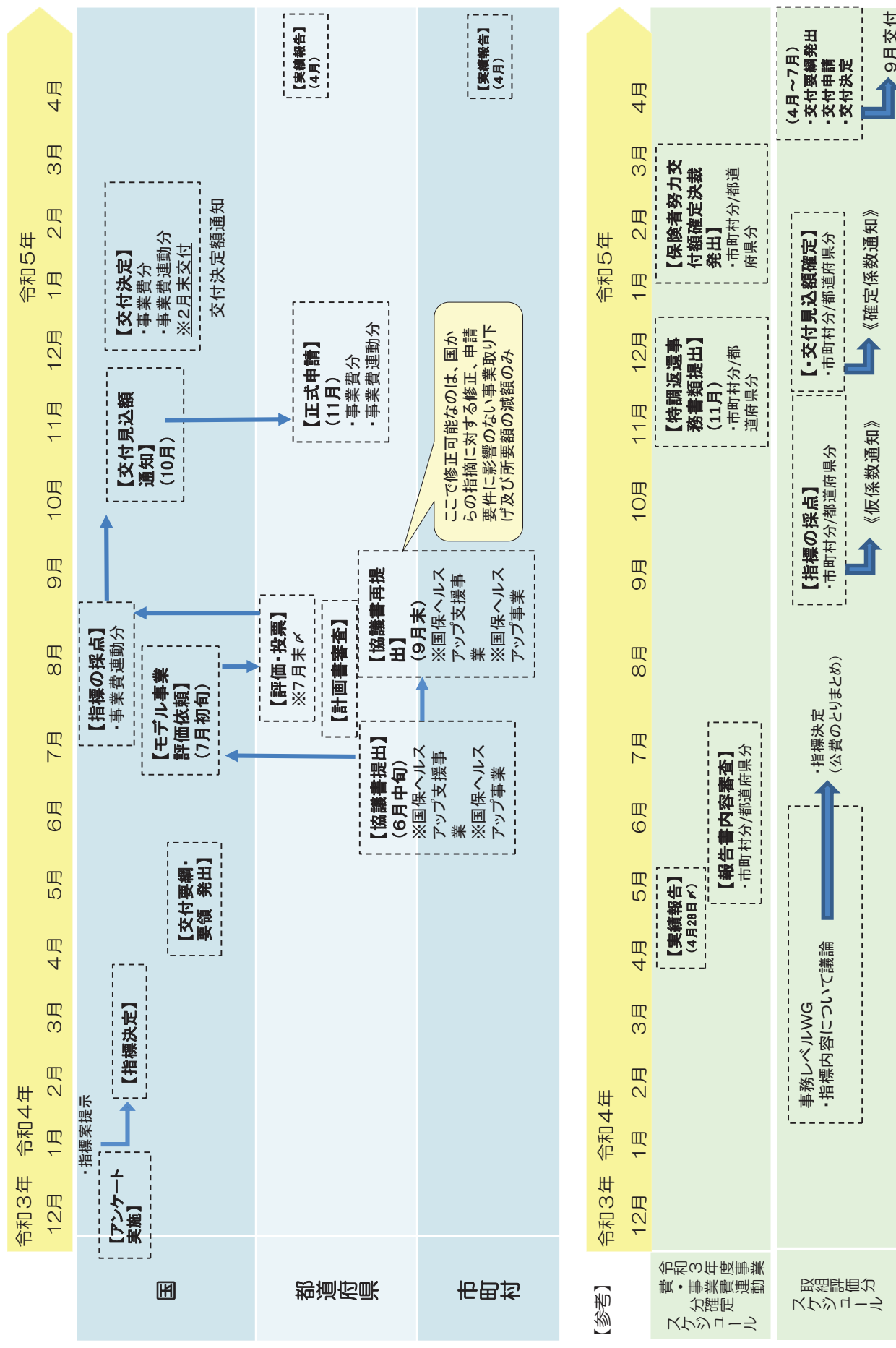
左記(1)(2)について、それぞれ



(2) 「事業」の取組内容 都道府県ごとの「点数」×「合計被保険者数」＝「総得点」を算出し、総得点で予算額を按分して配分

(1)「事業」の取組状況 (都道府県)	150億円
1)事業ABCを全て実施している場合 2)事業ABCDEを全て実施している場合 3)事業Fを実施している場合で、全都道府県による評価結果 上位 1位から10位 上位 11位から20位	8点 10点 10点 5点
<b>(市町村)</b> 要件を満たす管内市町村の割合に応じて加点	10点 5点
1)事業①生活習慣病予防対策を2事業以上実施する管内市町村の割合が8割以上の場合 2)事業②生活習慣病等重症化予防対策を実施する管内市町村の割合が9割以上の場合 3)事業③国保一般事業を 2事業以上実施する管内市町村の割合が1割以上の場合 1事業以上実施する管内市町村の割合が4割以上の場合 4)事業①のe)またはf)を実施する管内市町村の割合が5割以上の場合 5)事業①②③それぞれから1事業以上の事業を実施している管内市町村の割合 管内市町村の5割以上が実施 管内市町村の3割以上5割未満が実施	6点 6点 8点 5点 6点 6点 6点 3点
<b>(市町村)</b> 要件を満たす申請市町村の割合に応じて加点 1)申請市町村の全てが、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを組み合わせて総合的に事業を展開している場合 2)申請市町村の全てが、性・年齢別等の視点に加え、地域ごとの分析を実施している場合 3)申請市町村の全てが、事業の計画、実施、評価にわたり、第三者の支援・評価を受け、事業に反映している場合 4)「新たな生活様式」の下での予防・健康づくり事業の展開 ア 申請市町村の9割以上が、健診の受診控えに関して、実情に応じた事業を実施している場合 イ 申請市町村の9割以上が、外出自粛等による身体活動の低下や社会とのつながりの減少により起こる心と身体の機能低下の予防、健康維持の推進をふまえた事業を実施している場合	10点 5点 10点 7点 7点 5点 5点
<b>(都道府県)</b> 1)管内市町村ごとの健康・医療情報の分析や事業の効率的・効果的な実施に向けた課題やニーズを把握した上で、都道府県の事業を実施している場合 2)下記市町村指標1)～3)を全て満たす申請市町村の割合が5割以上の場合 3)申請市町村が下記市町村指標1)～3)を満たせるよう都道府県から支援を受けたと回答している割合 申請市町村の8割以上が支援を受けている場合 申請市町村の6割以上8割未満が支援を受けている場合	6点 10点 10点 5点

# 国民健康保険保険者努力支援交付金(予防・健康づくり支援) 令和4年度交付スケジュール



# 保険者努力支援制度(予防・健康づくり支援)に関するアンケート結果と回答

## 【事業費分】主なご意見・ご要望

### ご意見・ご要望の内容

### 考え方(検討中)

市町村の国保ヘルスアップ支援事業において、特に人口規模の大きい自治体で事業費が上限額を上回っているため、補助上限額を拡充してほしい。

令和3年度の都道府県及び市町村の事業費の申請状況を鑑み、国保ヘルスアップ(B)及び(C)において、補助上限額を引き上げる予定。

現在、補助対象外とされている経費(正規職員が使用する公用車の燃料費、システム運用経費等)について、対象経費としてほしい。

他の国庫補助事業の対象と重複する経費、一般的な事務費として自治体が負担すべき経費、国保の予防・健康づくり事業の範疇外の経費は補助対象外としており、ご要望の経費は引き続き対象外経費となる。なお、対象外経費に該当するか照会の多い事項については、別途、Q&A等に対処方針を示す予定。

国保被保険者以外を含む事業の按分率の考え方について、条件を緩和してほしい。

令和4年度については、ポピュレーションアプローチ等集団を対象とした事業や基盤整備事業について、現在(i)及び(j)のみに認められている按分率の計算方法を、(l)、(m)、(n)、(o)にも適用する予定。

再委託金額は原則2分の1未満でなければならぬとされているが、要件を緩和してほしい。

令和3年度において、業務委託における適正性を確保する観点から再委託の要件を設けており、令和4年度も同様の取扱いとする予定。  
令和3年5月10日に発出した追加のQ&Aを参考にしながら、来年度の事業を検討していただきたい。

国保一般事業について、具体的にどのような事業が補助対象となるか示してほしい。

国保一般事業は、特定の対象者に向けたハイリスクアプローチ事業とは異なり、広く一般向けに実施する保健事業である。令和3年度は市民を対象とした生活習慣病対策の食育講座、幼児～中学生を対象とした歯みがき教室、各自治会での健康づくり推進員の活動などの事業が申請されている。なお、(k)については、その内容に鑑み、区分②に変更予定であるためご留意いただきたい。

アウトカム指標について、年度内に結果が出る指標の設定が困難である。

事業は毎年度見直すべきであり、そのためには年度内に結果が出る指標の設定が必要である。

## 【事業費連動分の評価指標】主なご意見・ご要望

### ご意見・ご要望の内容

申請できる事業費が0円の事業であっても、事業費連動分の評価対象としてほしい。

### 考え方(検討中)

令和2年度では、事業費連動分の評価対象として事業費が0円の申請を認めていたが、事業費連動分の交付を直接受けない市町村にとってはメリットを実感しにくく、様式の作成が負担となっているというご意見を受け、令和3年度から廃止した。事業費連動分は事業費の申請状況に応じて評価するものであるため、引き続き申請の対象外とする。

事業費連動分の指標について、県下の状況から達成が難しい指標もあるので要件を緩和してほしい。

事業費連動分の指標は、各都道府県・市町村における当年度の事業の実施状況や、次年度の予防・健康づくり支援の方針を踏まえて毎年度見直しを行うが、予防・健康づくり事業を推進する観点から、評価の要件緩和は予定していない。

F. モデル事業について、投票の基準は国で定めてほしい。

令和3年度においては、「先進性」に関する評価の透明性と公平性を確保する観点から、各都道府県担当者からの投票制により事業費連動分の評価を行うこととしており、令和4年度においても引き続きこの方法によって評価を行う予定。  
なお、既に情報提供している令和3年度のF事業の投票結果や各都道府県担当者のコメントも参考にしながら、来年度のF事業の申請を検討していただきたい。

## 【提出書類に関する事項】主なご意見・ご要望

### ご意見・ご要望の内容

協議書様式を簡素化してほしい。

### 考え方(検討中)

令和3年度において協議書様式を見直し行い簡素化しているが、引き続き、改善できる部分があるか検討を行うこととする。

## 參考資料

## 保険者努力支援制度

平成27年国保法等改正により、市町村国保について、医療費適正化に向けた取組等に対する支援を行うため、保険者の取組状況に応じて交付金を交付する保険者努力支援制度を創設。

### 制度概要

- 市町村・都道府県について、医療費適正化に向けた取組等を評価する指標を設定し、達成状況に応じて交付金を交付（平成30年度～）
  - ※H28・29年には市町村を対象に前倒しで実施  
(財源：特別調整交付金、H28年度：150億円、H29年度：250億円)
- 財政規模：約1000億円（国保改革による公費拡充の財源を活用）
  - ※うち、特別調整交付金によりH30年度：約163億円、H31年度以降：約88億円を措置
- 市町村分 <500億円程度>  
(指標の例) 特定健診・特定保健指導の実施率、後発医薬品の促進の取組・使用割合 等
- 都道府県分 <500億円程度>  
(指標の例) 医療費適正化のアウトカム評価（医療費水準・医療費の変化） 等

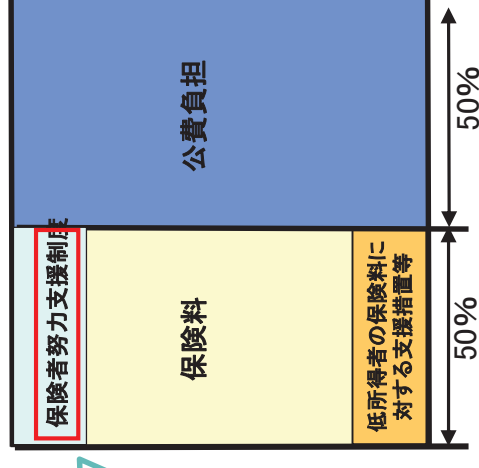
### 抜本的強化

### 令和2年度～

#### <取組評価分>

- ① 予防・健康インセンティブの強化（例）予防・健康づくりに関する評価指標（特定健診・保健指導、重症化予防等）の配点割合を引上げ
  - ② 成果指標の拡大（例）糖尿病等の重症化予防について、アウトカム指標を導入
- <予防・健康づくり支援分（事業費分・事業費連動分）> ※新設
- 令和2年度より500億円を追加し、「事業費」として交付する部分（200億円※）を設け、「事業費に連動」して配分する部分（300億円。評価指標を設定し配分）と合わせて交付することにより、自治体における予防・健康づくりの取組を後押し
- ※従来の国保ヘルスアップ事業（特別調整交付金）を統合し事業総額は250億円

### 国保財政の仕組み（イメージ）



以降も毎年度、各自治体の取組状況等を踏まえ、地方団体等と協議の上、評価指標・配点割合の見直しを実施



# 保険者努力支援制度の抜本的な強化

人生100年時代を見据え、令和2年度より保険者努力支援制度を抜本的に強化し、新規500億円（総額550億円）により予防・健康づくりを強かに推進

## 事業スキーム（右図）

令和2年度より新規500億円について、保険者努力支援制度の中に

- ① 「事業費」として交付する部分を設け（約200億円。現行の国保ヘルスアップ事業を統合し事業総額は約250億円）、

※ 政令改正を行い、使途を事業費に制限

- ② 「事業費に連動して配分する部分（約300億円）と合わせて交付

※ ①の予防・健康づくり事業を実施することにより、高い点数が獲得できるような評価指標を設定し配分

⇒ ①と②と相まって、自治体における予防・健康づくりを抜本的に後押し

## 事業内容

### 【都道府県による基盤整備事業】

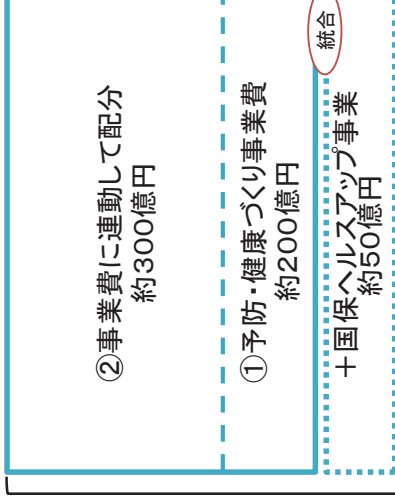
- 国保ヘルスアップ支援事業の拡充
- 人材の確保・育成
- データ活用の強化

### 【市町村事業】

- 国保ヘルスアップ事業の拡充
- 効果的なモデル事業の実施（※都道府県も実施可）

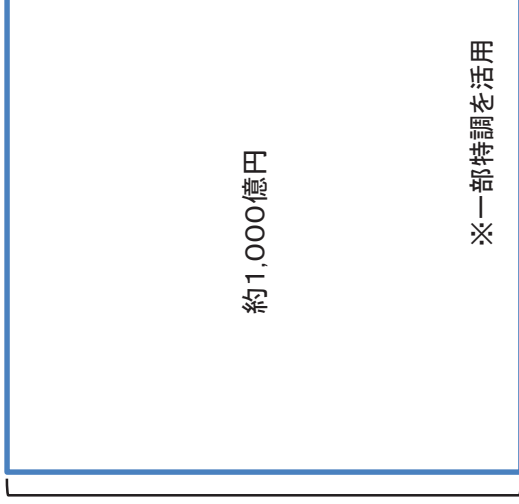
## 【見直し後の保険者努力支援制度】

事業費分・事業費連動分



+

取組評価分



# 国民健康保険保険者努力支援交付金(予防・健康づくり支援)の交付について

令和2年度より新たに500億円を追加し、保険者努力支援制度の中に、「事業費」として交付する部分を設け、「事業費に連動して配分する部分と合わせて交付することにより、自治体における予防・健康づくりを抜本的に後押し

事業費部分(200億円程度(※))

都道府県の事業計画(市町村事業を含む)に対して、事業費を交付  
 ※ 現行の国保ヘルスアップ事業を統合し事業総額は250億円

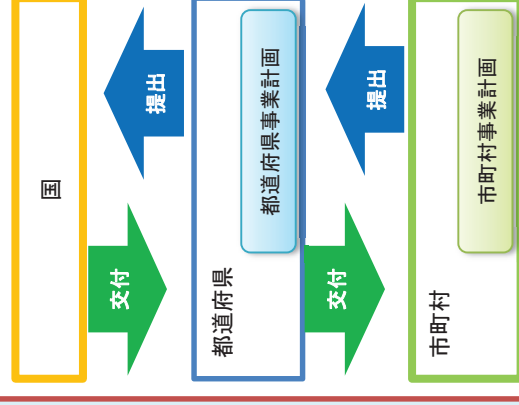
事業費連動部分(300億円程度)

予防・健康づくりに関する評価指標を用いて、各都道府県に交付金を配分

## 【交付金のプロセス】

- (当年度)
- 市町村は、市町村事業計画を作成し、都道府県に提出
  - 都道府県は、市町村事業計画を踏まえた都道府県事業計画を作成し、国に交付申請
  - 国は、都道府県事業計画の内容を審査の上、交付決定し、都道府県に事業費を交付
  - 都道府県は、市町村に対し、市町村事業に係る事業費を交付
  - 都道府県、市町村において事業を実施
- (翌年度)
- 実績報告、国庫返還

## <計画提出・交付の流れ>



## 【交付金の配分方法】

- 都道府県ごとに、予防・健康づくり事業に関する評価指標に基づいて採点
- 都道府県ごとの「点数」×「合計被保険者数」＝「総得点」を算出し、総得点で予算額を按分して配分  
※保険者努力支援交付金(既存分)と同様

## 【交付金のプロセス】

- (前年度)
- 国において、評価指標を決定・提示
- (当年度)
- (都道府県事業計画を踏まえつつ)評価指標に基づいて採点
  - 国は、採点結果に基づいて交付決定し、都道府県に交付金を交付
  - 都道府県は、当年度の保険給付費に充当する形で予算執行  
 ⇒ 結果として生じる剰余金については、翌年度以降の調整財源として活用

各市町村国民健康保険主管課長 様

大阪府健康医療部健康推進室長

令和4年度市町村国保ヘルスアップ事業の計画策定における留意事項について

日頃から、国民健康保険事業等の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

令和3年12月24日付で厚生労働省より、令和4年度の保険者努力支援制度（予防・健康づくり支援）の方針についての情報提供があり、12月27日付で各市町村あてに取り急ぎ情報共有をさせていただいたところですが、この度、令和4年度市町村国保ヘルスアップ事業の計画策定に向けての留意事項について、本府として下記のとおりお示ししますので、これに基づき予防・健康づくりに資する事業を企画いただくとともに、着実に進めていただきますよう、ご確認をお願いいたします。また、本通知の内容については、令和3年度第3回主管課長会議において改めてお伝えさせていただく予定ですので、ご承知おきください。

記

1 事業費分の最大限活用に向けたお願い

- (1) 事業費分については、医療費抑制及び保険料財源確保の観点から最大限活用いただきたいと考えておりますので、申請区分（大区分）については、AよりもB、BよりもCとなるようご検討ください。
- (2) 大区分（B、C）につきましては、交付要件及び補助基準額が変更となっております。また、小区分（a～q）について、一部の事業において取り扱いの変更、また新規区分の創設等の変更点がありますので、事業計画策定に当たっては特にご留意ください。

2 事業費連動分の最大限獲得に向けたお願い

令和3年度におきましては、各市町村のご協力のもと、事業費連動分の評価において、全国6位となる高得点を獲得することができました。令和4年度においては、事業費連動分の高得点維持及びさらなる得点上積みのため、各市町村におかれましては別紙のとおり、事業費連動分の評価指標にご留意のうえ事業計画を策定いただきますようお願いいたします。

特に、令和3年度において未達成の指標である「KDB等のツールを活用した地域ごとの分析」及び「第三者による支援・評価の事業への反映」について、さらに令和4年度より新設された指標である「外出自粛等による身体活動の低下や社会とのつながりの減少により起こる心と身体の機能低下の予防、健康維持の推進を踏まえた事業の実施」については、全市町村において達成できるよう事業計画の策定にあたり、特段ご配慮いただきますようお願いいたします。

【問合せ先】

大阪府健康医療部健康推進室国民健康保険課  
事業推進グループ 奥村

電 話：06-6944-7049（直通）

F A X：06-6944-6684

メール：kokuho@gbox.pref.osaka.lg.jp

## 1 事業費分

### 【補助上限額について】

- ・大区分（B）、（C）の補助上限額が引き上げられますので、補助金を最大限ご活用いただくことを念頭に事業計画をご検討ください。

### 【大区分の申請要件について】

#### （B）の申請要件について

- ・②生活習慣病等重症化予防対策または③国保一般事業から合計で2事業以上実施していただく必要があります。  
※令和3年度大区分（B）で申請いただいていた市町村で、③国保一般事業1事業のみ、もしくは（h）事業のみで申請いただいていた市町村におかれましては特にご注意ください。
- ・k）保健指導事業は、②生活習慣病等重症化予防対策の区分になります。

#### （C）の申請要件について

令和3年度の要件（（p）事業実施）の他、令和4年度においては大規模実証事業の受診勧奨の有効性検証に介入群として参加している場合も（C）の申請が可能となります。  
該当する市町村におかれましては、大区分（C）で申請してください。

### 【小区分の各事業について】

- ・①生活習慣病予防対策に新たな小区分「q）その他生活習慣病予防対策」が設けられます。生活習慣病予備群や特定保健指導予備群の被保険者を対象として行う、a）～f）に当てはまらない生活習慣病予防対策を目的とした事業はこれにあたります。（事業例：がん検診未受診者勧奨、特定健診の結果に応じて一定の数値以上の者を対象に実施する運動教室等）  
これまで以上に①生活習慣病予防対策の申請可能事業の幅が広がりますので、積極的に申請してください。
- ・③国保一般事業は広く一般向けの事業が該当します。健診結果の値が基準値以上のハイリスク者だけを対象とするのではなく、一般の方も参加できるような事業を計画してください。  
※令和4年度より③国保一般事業のすべての事業において、事業対象者に国保被保険者以外が含まれる場合、按分計算（国保被保険者と国保被保険者以外の者の間の按分率は、50%または申請自治体の国保按分率（国保+後期按分率）のいずれか高い割合とする）が必要となります。
- ・事業対象者、事業目標、課題が同一となっている事業を2つ以上申請された場合は、1つの事業とみなされます。事業間で対象者、目標、課題が異なっていることが明確になるように事業を計画してください。  
また、事業対象者・事業目標・課題が異なる事業であれば、同じ小区分であっても複数事業を申請できます。

- ・令和3年度に引き続き、事業費分0円の申請は不可です。  
感染症対策に必要な物品の経費等、少額であっても申請してください。  
また、事業対象者数が少人数であっても、申請してください。  
各市町村における保健事業の取組をしっかりと事業費連動分の評価に反映させ、  
事業費連動分の最大限獲得を目指すためにも、ご協力をお願いいたします。

#### 【対象経費及び対象外経費について】

- ・事業の再委託については、令和3年度と同様に、  
本業務の契約金額に占める再委託金額の金額が2分の1を超えるような再委託は不可です。
- ・事業を実施するための正規職員の人件費・旅費は対象外経費です。  
正規職員が使用する燃料費についても、対象外経費です。

## 2 事業費連動分

事業費連動分は、事業費の申請状況に応じて評価されるものです。評価点のさらなる獲得に向けて、下記内容について特にご留意のうえ、事業計画をご検討いただきますようお願いいたします。

#### 【事業の取組状況について】

- ①生活習慣病予防対策は、(e)又は(f)事業を含む2事業以上、②生活習慣病等重症化予防対策は1事業以上、③国保一般事業の各事業については2事業以上への取組をお願いします。

#### 【事業の取組内容について】

全市町村の指標達成に向けて、引き続き下記事項にご留意のうえ、事業計画を立ててください。

- 1) ポピュレーションアプローチ及びハイリスクアプローチに資する事業をそれぞれ実施すること。
- 2) KDB等のツールを活用し、地域ごとの分析を踏まえて事業を実施すること
- 3) 国保連合会の保健事業支援評価委員会、健康づくり委員会などの有識者会議、地域の大学等の第三者による支援・評価を受け、事業に反映させること。
- 4) ア 健診の受診控えに関して実情に応じた事業を実施すること。なお、本事業においては、健診の受診勧奨を、地域における感染の状況や感染拡大防止策の対応状況等を踏まえて実施方法や実施時期等を判断し、関係者や実施機関等と適宜相談の上で事業を実施しているかが評価されることに留意すること。

※特に2)及び3)の指標については、令和3年度においては評価を受けることができておりませんので、すべての市町村において取組の検討をお願いいたします。

また、次の指標については、今年度新設されておりますので、特にご留意の上、全市町村において事業計画を立ててください。

- 4) イ 外出自粛等による身体活動の低下や社会とのつながりの減少により起こる心と身体の機能低下の予防、健康維持の推進をふまえた事業を実施すること。

※ (a) ～ (q) の各事業のいずれにおいても実施可能ですが、上記を踏まえていることが明確に分かるように事業計画を立ててください。

例えば、被保険者全体の予防・健康づくりや介護予防に資する事業、地域住民の日常生活の回復・活性化の支援に資する事業、地域住民全体の「歩く」「食べる」「集う」といった基本的な機能の保持推進の支援に資する事業などを (a) ～ (q) のいずれかにおいて実施する場合に該当すると考えられます。

○府内市町村別国民健康保険 特定健診・特定保健指導 実施状況(令和2年度)

		特定健診					特定保健指導				
		令和2年度			令和元年度		令和2年度			令和元年度	
		受診率	順位	前年比	受診率	順位	実施率	順位	前年比	実施率	順位
1	大阪市	20.57%	42	▲ 1.69%	22.26%	42	6.55%	38	0.41%	6.14%	41
2	堺市	27.51%	31	0.10%	27.40%	41	6.77%	37	▲ 0.39%	7.16%	40
3	岸和田市	25.44%	38	▲ 3.37%	28.81%	36	19.73%	25	1.27%	18.46%	31
4	豊中市	23.73%	41	▲ 4.02%	27.75%	39	17.42%	30	▲ 8.39%	25.81%	20
5	池田市	37.41%	7	▲ 3.91%	41.32%	5	3.98%	42	▲ 4.16%	8.14%	39
6	吹田市	40.31%	3	▲ 4.15%	44.47%	2	32.99%	10	▲ 0.77%	33.76%	14
7	泉大津市	34.99%	15	▲ 3.39%	38.39%	13	34.45%	8	9.45%	25.00%	21
8	高槻市	32.74%	19	▲ 6.92%	39.66%	9	18.59%	26	▲ 0.05%	18.65%	30
9	貝塚市	27.77%	30	▲ 7.99%	35.77%	19	60.44%	3	▲ 1.53%	61.97%	2
10	守口市	27.25%	32	▲ 6.12%	33.37%	27	17.56%	29	▲ 1.85%	19.41%	29
11	枚方市	30.13%	27	▲ 3.58%	33.71%	26	10.40%	35	▲ 0.73%	11.13%	37
12	茨木市	25.94%	34	▲ 7.38%	33.32%	28	71.61%	1	2.07%	69.54%	1
13	八尾市	28.89%	28	▲ 3.07%	31.96%	32	6.25%	39	▲ 2.41%	8.66%	38
14	泉佐野市	31.57%	22	▲ 2.34%	33.91%	24	18.00%	28	▲ 6.80%	24.80%	22
15	富田林市	37.39%	8	▲ 1.35%	38.74%	12	7.16%	36	▲ 15.93%	23.10%	24
16	寝屋川市	34.80%	16	▲ 1.26%	36.07%	17	18.35%	27	▲ 12.08%	30.43%	17
17	河内長野市	37.73%	6	▲ 1.90%	39.63%	11	13.40%	32	▲ 0.23%	13.62%	34
18	松原市	25.71%	36	▲ 2.00%	27.70%	40	12.94%	33	1.20%	11.74%	36
19	大東市	30.34%	25	1.60%	28.75%	37	21.24%	22	▲ 5.31%	26.55%	19
20	和泉市	36.68%	12	▲ 2.96%	39.64%	10	15.69%	31	▲ 6.07%	21.76%	26
21	箕面市	36.08%	13	0.97%	35.11%	22	26.02%	17	▲ 6.84%	32.85%	16
22	柏原市	37.37%	9	▲ 3.11%	40.48%	7	31.86%	11	▲ 12.35%	44.21%	7
23	羽曳野市	35.40%	14	▲ 0.57%	35.96%	18	20.09%	24	▲ 2.44%	22.53%	25
24	門真市	24.94%	40	▲ 7.09%	32.03%	31	4.94%	41	▲ 0.20%	5.14%	42
25	摂津市	25.87%	35	▲ 5.68%	31.54%	34	69.83%	2	20.87%	48.96%	4
26	高石市	32.31%	20	▲ 2.88%	35.19%	21	28.78%	14	▲ 6.54%	35.32%	12
27	藤井寺市	47.76%	2	3.40%	44.36%	3	35.57%	7	1.19%	34.38%	13
28	東大阪市	25.39%	39	▲ 2.98%	28.37%	38	12.82%	34	▲ 0.86%	13.68%	33
29	泉南市	31.60%	21	▲ 0.24%	31.85%	33	25.90%	18	5.50%	20.39%	27
30	四條畷市	33.18%	18	0.47%	32.71%	29	21.62%	20	1.28%	20.34%	28
31	交野市	27.91%	29	▲ 4.34%	32.25%	30	57.35%	4	1.18%	56.17%	3
32	島本町	30.31%	26	▲ 7.36%	37.66%	15	28.15%	15	▲ 13.27%	41.42%	9
33	豊能町	49.60%	1	▲ 1.72%	51.32%	1	30.10%	13	▲ 8.43%	38.53%	10
34	能勢町	31.05%	24	▲ 6.08%	37.13%	16	26.74%	16	13.02%	13.73%	32
35	忠岡町	31.06%	23	▲ 2.68%	33.75%	25	31.52%	12	▲ 14.48%	46.00%	6
36	熊取町	33.61%	17	▲ 6.82%	40.43%	8	33.89%	9	4.53%	29.36%	18
37	田尻町	38.54%	5	3.07%	35.47%	20	2.90%	43	▲ 20.79%	23.68%	23
38	阪南市	26.12%	33	▲ 3.80%	29.92%	35	42.05%	6	▲ 0.48%	42.53%	8
39	岬町	18.80%	43	▲ 2.82%	21.61%	43	21.05%	23	7.87%	13.19%	35
40	太子町	36.75%	10	▲ 1.02%	37.77%	14	47.06%	5	▲ 1.69%	48.75%	5
41	河南町	25.50%	37	▲ 16.29%	41.78%	4	5.41%	40	5.41%	0.00%	43
42	千早赤阪村	38.68%	4	▲ 1.90%	40.58%	6	22.22%	19	▲ 15.56%	37.78%	11
43	大阪狭山市	36.70%	11	2.28%	34.42%	23	21.31%	21	▲ 12.14%	33.44%	15
	市町村計	27.52%		▲ 2.60%	30.12%		16.92%		▲ 2.15%	19.07%	
	全国平均			▲ 38.00%	38.00%				▲ 29.30%	29.30%	